

## 平成26年度第2回 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

1. 開催日時 平成26年7月23日（水） 午後3時～午後5時
2. 開催場所 公益財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議 題
  - (1) 平成27年度補助方針（案）について
  - (2) 平成26年度公益事業振興補助事業 「非常災害の援護」の採否について
  - (3) その他
4. 補助事業者プレゼンテーション  
（福）日本国際社会事業団

### <資料>

- 資料1 平成27年度補助方針（案）
  - 資料2 平成27年度補助方針（案）新旧対照表
  - 資料3 平成27年度補助事業の補助方針の見直しについて（案）
  - 資料3-1 平成27年度補助方針検討結果（機械工業振興補助事業）
  - 資料3-2 平成27年度補助方針検討結果（公益事業振興補助事業）
  - 資料4-1 平成26年度第1回公益事業振興補助事業「非常災害の援護」の審査状況（簡易審査）について
  - 資料4-2 平成26年度第1回公益事業振興補助事業「非常災害の援護」の採否結果（案）
- 参考資料 平成27年度補助事業の考え方について
- 別冊 プレゼンテーション資料

平成 26 年度公益事業振興補助事業審査・評価委員会  
委員名簿

- 委員長 こまつ りゅうじ 小松 隆二 学校法人白梅学園 理事長
- 委員長代理 とちもといちさぶろう 栃本 一三郎 上智大学 総合人間科学部 教授
- 委員 おおえ もりゆき 大江 守之 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
- 委員 おおしま いわお 大島 巖 日本社会事業大学学長
- 委員 かわど けいこ 川戸 恵子 (株)TBSテレビ シニアコメンテーター
- 委員 こばやし おさむ 小林 理 東海大学 健康科学部社会福祉学科 准教授
- 委員 せんだ しゅういち 千田 彰一 香川大学名誉教授・徳島文理大学副学長
- 委員 たかはしひろし 高橋 紘士 国際医療福祉大学大学院 医療福祉経営専攻 教授
- 委員 はやの とおる 早野 透 桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授
- 委員 はらだむねひこ 原田 宗彦 早稲田大学 スポーツ科学学術院 教授
- 委員 みやじまやすこ 宮嶋 泰子 (株)テレビ朝日編成制作局アナウンス部エグゼクティブアナウンサー (高度専門職) 兼編成部
- 委員 むらばやし ゆたか 村林 裕 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
- 委員 やまぎしひでお 山岸 秀雄 特定非営利活動法人NPOサポートセンター  
理事長
- 委員 やまやきよし 山谷 清志 同志社大学大学院 総合政策科学研究科 教授

(五十音順・敬称略)

# 平成27年度 補助方針(案)

公益財団法人 J K A

# 目 次

平成27年度 補助方針	1
1. 補助事業の基本方針	1
2. 補助方針の位置づけ	1
3. 補助事業の概要	2
4. 補助事業の補助率・上限金額	3
5. 補助事業の手続き	4
6. 補助の対象者	5
7. 補助の対象外となる者	5
8. 補助の対象となる経費	6
9. 申請方法	6
10. インターネット申請期間	6
11. 要望書類提出先及び問い合わせ先	6
12. 審査	7
13. 審査の基準	7
14. 採否の通知	7
15. 補助事業の実施期間	7
16. 補助事業である旨の表示	8
17. 補助事業の実施内容及び成果の公表	8
18. 補助事業の評価	8
19. 情報公開の実施	8
20. 説明会の実施	8
別添1 機械 補助の対象となる事業について	9
別添2 公益 補助の対象となる事業について	11
別添3 機械 補助事業の事業経費の基準	15
別添4 公益 補助事業の事業経費の基準	20
別添5 機械 公益 平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項	32

## 平成27年度 補助方針

### 1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成27年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

### 2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程<sup>注1</sup>・関連要領<sup>注2</sup>に基づき実施されます。また、平成27年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

	機械工業振興補助事業 の実施	公益事業振興補助事業 の実施
自転車競技法	第24条第5号	第24条第6号
小型自動車競走法	第28条第5号	第28条第6号
JK A 制定	関連規程 <sup>注1</sup> ①-1 機振規程 ①-2 補助細則	関連規程 <sup>注1</sup> ②-1 公益規程 ②-2 補助細則
	<b>補助方針</b>	
	①-3 関連要領 <sup>注2</sup>	②-3 関連要領 <sup>注2</sup>

注1：関連規程とは、以下を指します。

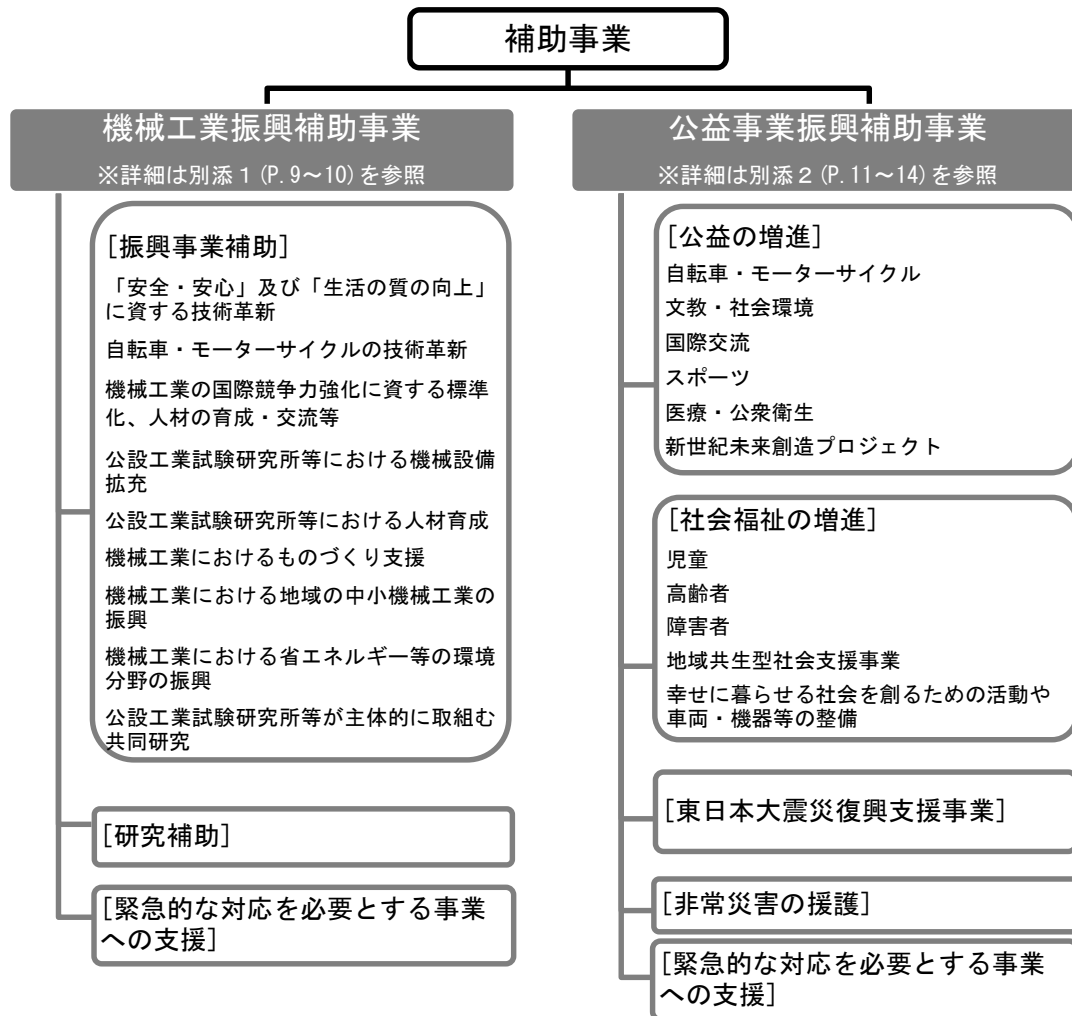
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2：関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

### 3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



#### 4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要		補助率 <sup>※1</sup>	上限金額 <sup>※2</sup>	
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業	「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	3,000万円	
			国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等における機械設備拡充 <sup>※3</sup>	2/3		
		一般事業	ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取り組む共同研究 <sup>※3</sup>	1/2	3,000万円 100万円	
			研究補助	個別研究	— <sup>※4</sup>	300万円
			若手研究	— <sup>※4</sup>	100万円	
	緊急的な対応を必要とする事業への支援				※5	※5,6
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業	自転車(強化指定選手遠征)	事業費	4/5
自転車・モーターサイクル 社会環境 国際交流				事業費	2/3	5,000万円
				施設の建築 <sup>※7</sup>		15,000万円
				施設の補修 <sup>※8</sup>		3,000万円
一般事業		スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費	1/2	5,000万円	
			施設の建築 <sup>※7</sup>		5,000万円	
			医療機器の整備		1,500万円	
			検診車の整備		2,205万円	
			新世紀未来創造プロジェクト	— <sup>※4</sup>	100万円	
社会福祉の増進		児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費	3/4	5,000万円	
			施設の建築 <sup>※7</sup>		8,000万円	
			福祉車両の整備		315万円	
			福祉機器の整備		750万円	
	施設の補修 <sup>※9</sup>		3,000万円			
		東日本大震災復興支援事業	— <sup>※4</sup>	300万円		
		非常災害の援護	— <sup>※4</sup>	※6		
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※10	※6,10	

※1：補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。

なお、補助対象経費の上限（補助金の「上限金額<sup>※2</sup>」÷補助率）を超える事業についても要望できます。（右図参照）

※2：上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。（右図参照）

・各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。

・補助率、基準単価は、事業の種類（施設、車両）により異なります。

※3：公設工業試験研究所等が複数の種類の事業（機械設備拡充・人材育成・共同研究）を実施する場合、それぞれの上限金額に関わらず、事業の合計額が3,000万円を超えないものとします。

※4：自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※5：補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

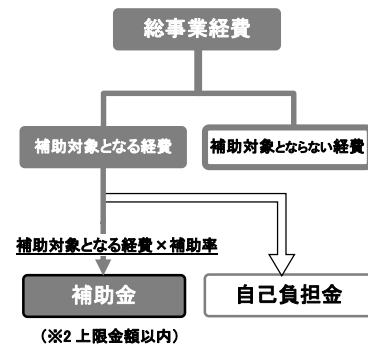
※6：平成27年度の予算で実施します。

※7：「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8：更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

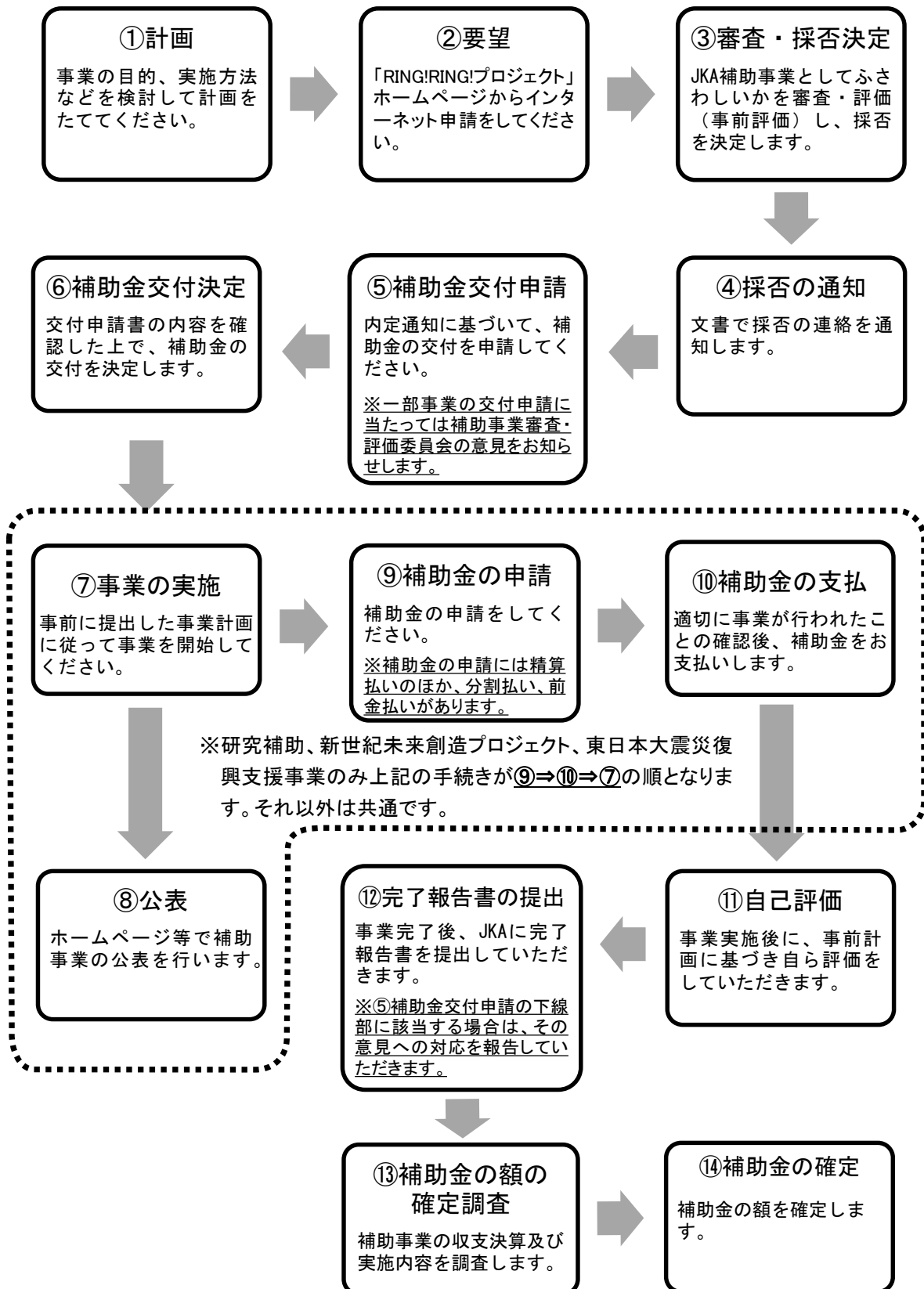
※9：社会福祉施設

※10：補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



## 5. 補助事業の手続き

補助事業の手続きは以下のとおりです。





## 6. 補助の対象者

### (1) 機械工業振興補助事業

- ① 振興事業補助、緊急的な対応を必要とする事業への支援  
財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、技術研究組合、特定非営利活動法人（NPO 法人）、その他  
公共的な法人
- ② 研究補助  
大学等研究機関<sup>※2</sup>、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従  
事する研究者<sup>※3</sup>

### (2) 公益事業振興補助事業

- ① 公益の増進、社会福祉の増進、東日本大震災復興支援事業<sup>※3,4</sup>、緊急的な対応を  
必要とする事業への支援  
特定非営利活動法人（NPO 法人）、財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、社会福祉法人、更生  
保護法人、商工会及び商工会議所
- ② 新世紀未来創造プロジェクト  
国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ③ 非常災害の援護  
上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を  
実施する者
  - ・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者
  - ・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者

※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、  
公益社団法人を指します。

※2 大学等研究機関には大学（短期大学を含む）、大学共同利用機関法人、高等  
専門学校が含まれます。

※3 申請者は研究者本人とし、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。  
なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者（大学生・大学院  
生は除く）が申請する場合も同様とします。

※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属す  
る研究者（大学生・大学院生は除く）も対象となります。

## 7. 補助の対象外となる者

- (1) 同一事業において国又は他の団体（他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体）  
からの補助を受けている者
- (2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間（平成25、26年度）に本  
財団から補助を受けた法人（ただし、自転車・モーターサイクル競技施設は除く）
- (3) 研究補助は、平成26年度複数年研究の補助を受けた者

## 8. 補助の対象となる経費

補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費

- (1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P. 15～19)をご参照ください。
- (2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P. 20～31)をご参照ください。

## 9. 申請方法

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> における会員登録及びインターネット申請が必要となります。

※別途要望書類の郵送も必要となります。

なお、非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援については、11. (2) の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

## 10. インターネット申請期間

補助事業により、インターネット申請期間が異なります。

- (1) 下記(2)及び(3)を除くすべての補助事業

平成26年8月1日(金)～9月26日(金) 17時

※会員登録は9月25日(木) 17時までに完了してください。

9月25日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 10月3日(金) 17時)

- (2) 研究補助

平成26年11月10日(月)～11月21日(金) 17時

※会員登録は11月20日(木) 17時までに完了してください。

11月20日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。

※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 11月28日(金) 17時)

- (3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援

平成27年度内において随時受付けております。

(注：ただし、平成27年度内に着手する必要があります。)

## 11. 要望書類提出先及び問い合わせ先

- (1) 要望書類提出先

〒102-8011

東京都千代田区六番町4番地6 (英全ビル)

公益財団法人JKA

競輪・オートレース振興事業本部 補助事業部

(2) 問い合わせ先

「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。

## 1 2. 審査

- (1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、補助事業の透明性を確保します。
- (2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に準じて審査します。

## 1 3. 審査の基準

機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。

(1) 組織の審査

- ① 組織の適格性
- ② 組織の事業遂行力
- ③ 自己評価の体制

(2) 要件審査

- ① 補助対象事業との適合性
- ② 公益性の確保
- ③ 複数年度事業
- ④ 広報計画

(3) 事業審査

- ① 社会的課題の把握と解決策の妥当性
- ② 事業目標の妥当性
- ③ 事業効果の妥当性
- ④ 事業の新規性（又は事業継続の妥当性）
- ⑤ 事業の発展性

## 1 4. 採否の通知

- (1) 文書をもって、採否をお知らせします。
- (2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

## 1 5. 補助事業の実施期間

平成27年4月1日以降に事業を開始し、平成28年3月31日までに完了することを原則とします。

## 16. 補助事業である旨の表示

補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。

## 17. 補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ（ブログ）、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。

※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料（動画・写真を含むがそれに限られない）は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。

## 18. 補助事業の評価

補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。

また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。

提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。

## 19. 情報公開の実施

補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。

## 20. 説明会の実施

- (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。
- (2) その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)の問い合わせ先までご連絡ください。

## 補助の対象となる事業について

## I. 振興事業補助

## 1. 重点事業

## (1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新

「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新や IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。

- ①機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業
  - ②健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT 技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み
- (2) 自転車・モーターサイクルの技術革新
- ①独創的な発想や新たな可能性を追求した次世代型自転車・モーターサイクルに関する事業
  - ②自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業
- (3) 標準化の推進

国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。

- ①機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進
  - ②標準化の推進に関連する人材の育成・交流等に関する事業
- (4) 公設工業試験研究所等（以下「公設試」という。）における機械設備拡充事業等

地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。

- ①公設試における機械設備拡充事業
- ②公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

## 2. 一般事業

機械工業の振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。

- (1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業
- ・ 先端技術の開発
  - ・ 知的財産の創出
  - ・ 付加価値の向上、新規事業の創出、等
- (2) 機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業

- ・ 事業基盤強化
  - ・ 新規事業の展開、等
- (3) 機械工業における省エネルギー等の環境分野の振興
- ・ 省エネルギーの推進
  - ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み
  - ・ 新エネルギーの開発
  - ・ 環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、等
- (4) 公設試が主体的に取り組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取り組む共同研究）

## II. 研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間を限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。

### 1. 対象となる事業

機械工業の振興に資する研究

### 2. 研究補助の種類

- (1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）
- (2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する若手研究者※による研究（以下「若手研究」という。）

※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。

## III. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記 I に該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添 5 の「平成 27 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P. 32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING! プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

## 補助の対象となる事業について

## I. 公益の増進

## 1. 重点事業

## (1) 自転車・モーターサイクル

競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。

- ①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業
- ②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業
- ③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業
- ④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築
- ⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

## (2) 社会環境

安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。

- ①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動
- ②地域社会の安全・安心に資する活動
- ③更生保護施設の建築
- ④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業

## (3) 国際交流

グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。

## 2. 一般事業

## (1) スポーツ

競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。

- ①国内スポーツ競技力向上のための事業
- ②全国的なスポーツ大会の開催
- ③国際相互理解の増進に資する事業
- ④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等

## (2) 医療・公衆衛生

健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。

- ①健康や命を守る医療の活動

- ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備（医療機器の整備）
- ③検診車の整備
- (3) 文教・社会環境

伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。

- ①親と子のふれあい交流活動
- ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動
- ③学術・文化の振興のための活動
- ④青少年の健やかな成長を育む活動
- ⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動
- ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動
- ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築
- ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等

### 3. 新世紀未来創造プロジェクト

小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。

#### (1) 地域ふれあい交流活動

学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動

#### (2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動

学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動

#### (3) 社会福祉活動

子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動

## II. 社会福祉の増進

福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。

### 1. 児童

子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。



- (1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 虐待から子どもを守る施設の建築
- (3) 児童福祉施設の建築

### 2. 高齢者

日ごろから、高齢者の社会参加や地域社会が高齢者を支える新たな仕組み作り、活動の普及等に取り組む事業を支援します。

- ・お年寄りが幸せに暮らせる社会を創る活動

### 3. 障害者

障害者の社会参加・自立を支援する活動及びその家族を支援する活動、障害者スポーツの振興等、障害者が地域で幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。

また、地域への移行に資する施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。

- (1) 障害のある人が幸せに暮らせる社会を創る活動
- (2) 障害者の地域活動のための施設の建築
- (3) 障害者のための施設の建築
- (4) 身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）を広める活動
- (5) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設の建築

### 4. 地域共生型社会支援事業

- ・児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進する活動

### 5. 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

施設利用者の活動や生活の質の向上に資する福祉車両の整備並びに施設に必要な福祉機器の整備等、地域に関わる活動及び幸せに暮らせる福祉社会を創る活動を支援します。

- (1) 福祉車両の整備
- (2) 福祉機器の整備
- (3) 幸せに暮らせる福祉社会を創る活動
- (4) 難病及び希少難病をかかえる人への支援並びに難病及び希少難病について正しい理解を深める活動
- (5) 引きこもり・不登校に対する支援活動
- (6) 子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動
- (7) 福祉事業を行っている法人格を有さない団体に対して支援を行うことを本来事業の目的とする活動
- (8) 競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業

### Ⅲ. 東日本大震災復興支援事業

被災者・被災地域において主体的に取り組む、その成果を還元するとともに、被災地域の復興・再生に寄与する活動を支援します。

- (1) 被災地域及び被災者受入地域における支援拠点、ネットワークづくり活動
- (2) 被災地域及び被災者受入地域における児童、高齢者、障害者等を対象とした生活支援（メンタルケア、教育支援等）活動
- (3) 被災地域の記録活動（後世への伝承、普及・啓発）
- (4) 実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動（普及・啓発）
- (5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動
- (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動

### Ⅳ. 非常災害の援護

今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。

また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。

- (1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業
- (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業

### Ⅴ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します（通称：緊急支援事業）。選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項」（P.32）をご参照ください。

なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <http://ringring-keirin.jp> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。

## 補助事業の事業経費の基準

## I. 振興事業補助

## (1) 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (ディスカウントエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000 円/回		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時傭役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
事業費	運送料	事業に直接必要な 発送経費 (郵送料 を含む)		重量物の運送費も含む。	
	資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象 となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。	
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万 円未満の機器、備品及び資材が対象です。	
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料	
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		
	翻訳料	英文和訳		2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額と します。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語 の和訳		3,200円/400字	
		和文英訳		4,800円/(400字 又は200ワード)	
		英語以外の外国語 の翻訳		5,400円/(400字 又は200ワード)	
	通訳料	通訳料		100,000円/日 50,000円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについて は、依頼する業務の内容及びその者の学識 経験等を勘案して本財団が査定する額とし ます。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
印刷費	報告書、研修会用 テキスト等			・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDF データを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であること が示されているもの限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)	
委託事業費	・アンケート調査 等の集計等 (請負契約) ・シンポジウムの 会場設営・運営等			当該事業に必要な不可欠で、委託することの説 明を十分にできるもの限り対象とします。	
委託調査費	調査事業を外部に 委託する場合の経 費	事業項目毎の補 助対象経費総額 の50%未満			
コンピュータ費	プログラム開発等			当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選 定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。	

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時働役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

## (2) 公設試における機械設備拡充事業

対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

### 別添 3

機械

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	謝 金	講 師	50,000 円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	通訳料	通訳料	100,000 円/日 50,000 円/ 半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、研修会用 テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)

※ 次の経費は対象となりません。

○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備 考
物件費	機械設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材	

## II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費は対象となりません。
	学会参加費			補助事業に直接関係があるものに限り対象です。
	航空賃	海外航空賃 (デ・イスカウトエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
物件費	機械設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝 金	研究協力者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	運送料	事業に直接必要な 発送経費(郵送料を含む)		・重量物の運送費も含む。
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いものに限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
委託事業費	アンケート調査等の集計、外部での実験作業(請負契約)等		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費	

※ 次の経費は対象となりません。

- 代表研究者・共同研究者の人的費
- 有料出版物の刊行費用
- 大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)
- 同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

**Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援**

(1) 対象となる法人

(2) 対象となる事業

上記「振興事業補助」に準ずる。

## 補助事業の事業経費の基準

## I. 施設の建築及び補修

## 1. 対象となる事業

## (1) 施設の建築（新築）

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。（福祉医療機構からの借入の場合を除きます。）

## (2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

## 2. 対象となる経費

## (1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費  
(単価 5 万円以上を対象とします。)

## (2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要不可欠な経費

※ 以下の経費は補助の対象外となります。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

## 1. 建築基準単価（新築）

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分（注1）	1㎡当たりの基準単価（千円）（注2）
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

（注1） 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

（注2） ① 実際の単価※が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※（建築工事見積総額—付帯設備工事費）÷延べ床面積＝1㎡当たりの単価



② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。

- ・設計監理費
- ・電気設備
- ・給排水衛生換気設備
- ・ガス設備
- ・浄化槽設備
- ・非常用照明設備
- ・自動火災報知機設備
- ・消火栓設備
- ・非常通報装置設備
- ・リフト（乗用以外）設備の工事の各々に要する費用

2. 付帯設備基準単価（新築）

施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。

付帯設備名	基準単価（上限）	備 考
暖冷房設備		
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の 9%	
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の 11%	
・暖冷房設備の場合 ・暖冷房に床暖房併設の場合	建築基準単価の 13%	
エレベーター設備	4 停止 1 基につき 6,900 千円 3 停止 " 6,600 千円 2 停止 " 6,300 千円 小型（積載 200kg/3 人乗）の場合 1 基につき 2,000 千円	
合併処理槽設備	定員 1 人当たり 100 千円	・JIS 算定対象人員 ・処理槽本体、標準工事費を含む ・処理排水 BOD・20PPM ・1 施設当たり 10,000 千円を限度とする
スプリンクラー設備		
1 m <sup>2</sup> 当たりの基準単価	14,200 円	
1 m <sup>2</sup> 当たりの基準単価（水道直結型スプリンクラー設備の場合）	9,000 円	設置面積のみを対象とする

3. 施設の建築基準（対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額）

○公益の増進関連

施設	基準面積 (m <sup>2</sup> )	初度調弁費 (千円)
自転車・モーターサイクル		
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設（上限金額：150,000 千円）		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
文教・社会環境					
(2) 更生保護施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
更生保護施設	1 名当たり		27.7	1 名当たり	129
	収容人員が 23 名以下の施設に限り、収容人員 1 名につき 1 名当たり 5.5 を加算することができる。(20 名を限度とする)	1 名当たり	5.5 を加算		
	個室整備をする場合	1 室当たり	2.9 を加算		
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1 名当たり	4 を加算		
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1 名当たり	1 を加算		
更生保護施設職員宿舎	1 名当たり		19	-	
	1 世帯		47		
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員 20 名以下は 4 名、21 名以上は 10 名 (10 名未満は 10 名として取り扱う) 増すごとに 1 名加算。世帯数は 1 世帯に限る。					
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設 (上限金額 : 1 施設 50,000 千円)					

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)		
児 童					
(1) 虐待から子どもを守る施設 (上限金額 : 80,000 千円)					
児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 名当たり	11.38 を加算		
	親子生活訓練室を整備する場合	1 施設	29.8 を加算		
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算		
	地域子育て支援スペースを整備する場合	1 施設	80.3 を加算		
			112 を加算		
地域小規模児童養護施設	1 名当たり		25.9	1 名当たり	129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合	500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1 名当たり		30.7	1 名当たり	129
	心理療法室を整備する場合	1 施設	230 を加算		

別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)			初度調弁費 (千円)	
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	—			1 施設当たり	1,000
児童自立支援施設	1 名当たり		36.8	1 名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1 名当たり	14.6 を加算	通所部門を整備する場合	1 名当たり 108 を加算
(2) 児童福祉施設 (上限金額 : 50,000 千円)					
母子生活支援施設	1 世帯		60.4	1 世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり	37.92 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1 世帯当たり 112 を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1 名当たり	7.2 を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり 44 を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1 世帯当たり	9.4 を加算		
児童厚生施設	—			1 施設当たり	1,000
知的障害児施設	1 名当たり		23.8	1 名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1 施設	100 を加算		
児童発達支援センター					
旧知的障害児通園施設	1 名当たり		13.9	1 名当たり	109
旧難聴幼児通園施設	1 名当たり		8.9	1 名当たり	109
旧肢体不自由児通園施設	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109
旧重症心身障害児通園施設 A 型	1 名当たり		14.6	1 名当たり	108
医療型児童発達支援センター					
旧肢体不自由児施設 (入院治療部門)	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7		
旧肢体不自由児施設 (通院治療部門)	1 名当たり		14.6	1 名当たり	109
盲・ろうあ児施設	1 名当たり		23.9	1 名当たり	129
重症心身障害児施設	100 名以下の場合	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
	収容人員が 101 名以上の場合	超えた人数分 1 名当たり	19.7		
自閉症児施設	1 名当たり	第 1 種	27.9	1 名当たり	129
		第 2 種	24.4		
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合 (第 2 種)	1 施設	100 を加算		

## 別添 4

公益

施設	基準面積 (㎡)		初度調弁費 (千円)	
児童家庭支援センター	1 施設	84.4	—	
ショートステイ施設	1 名当たり	11	1 名当たり	118
児童自立援助ホーム	1 名当たり	23.3	1 名当たり	129
自立訓練棟	—		1 施設当たり	1,000

障 害 者				
(1) 障害者の地域活動のための施設 (上限金額 : 50,000 千円)				
障害者地域活動拠点施設	1 施設	300	1 施設当たり	1,000
(2) 障害者のための施設 (上限金額 : 50,000 千円ただし、作業所は 24,000 千円)				
障害者グループホーム	1 名当たり (1 棟当たり 2 名以上 10 名以内)	23.3	1 名当たり	129
障害者福祉ホーム	1 名当たり	39.7	1 名当たり	129
作業所	—		1 施設当たり	1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設 (上限金額 : 50,000 千円)				

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の 2 点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な十分な施設であること。

(2) (1) に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

### 4. 施設の補修基準 (対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング	30,000 千円
	付属建物：屋根、外壁からの漏水の補修	
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設 (ロードレースコース、MTB 用コース及び BMX 用コース) の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修	
	・訓練施設 (付属建物含む) 及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修	
	・上記施設で必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として 15 年以上 (自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。) を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

## II. 事業経費の基準

### 1. 公益・社会福祉の増進

・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

別添 4

公益

・ 海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。

・ 国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費

・ 海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
旅 費	旅 費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
		日当	4,000 円/日	
		宿泊料	8,000 円/泊	食費については対象となりません。
	航空賃	海外航空賃 (デイスカウトエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	交通費	委員会に出席するための 交通費	1,000 円/回	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の 購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000 円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000 円/回	
	謝 金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000 円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		看護師	12,000 円/日 6,000 円/ 半日 (4 時間まで)	当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000 円/日 4,500 円/ 半日 (4 時間まで)	博士の学位を有する者（又は、博士課程修了者）、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日 (4 時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大 200 日が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	
事業費	車両借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための		借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
	機材・備品借上料			

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
		経費		
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係わる経費		看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	運送料	事業に直接必要な発送経費 (郵送料を含む)		重量物 (自転車、楽器、スポーツ用具、絵画) の運送費も含む。
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費		
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字	
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)	
		英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)	
	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料、発送経費を含む		・コピー代は対象となりません。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		
事業費	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工		

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考
		のための経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、競技運営に直接必要な経費		食費については対象となりません。
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※「東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上（強化指定選手遠征）に資する事業」については、上記表にある『経費の種類（節）』のうち「旅費」、「航空賃」、「謝金」、「車両借上料」、「運送料」、「通訳料」のみ対象となります。

## 2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。（ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。）
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分 (費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

## Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上30,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

## Ⅳ. 検診車の整備

種 類		基準単価（千円）	備 考
検診車	胃胸部併用×線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部×線デジタル検診車	40,950	
	胸部×線デジタル検診車（高圧）	21,000	
	婦人検診車	23,100	乳房用×線撮影装置を搭載したものであること
	循環器検診車	16,800	上記検診の補完を目的とするものであること

## V. 福祉車両の整備

### （1）対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両（自動車検査証に『自家用』と記載）
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両（介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。）
- ③ 移送車 1、2、3 は、法定の社会福祉施設を有する法人

### （2）対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及び J K A 指定の補助標識<sup>注1</sup>の表示に係わる経費<sup>注2</sup>

（注 1）補助車両には J K A が指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

（注 2）自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等）は対象外とします。

種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価（千円）
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660 以下（軽）	3,900
			661～2000	4,200
移送車 1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660 以下（軽）	1,200
			661～1500	1,400
			1501～2000	2,000
			2001～3000	2,700
移送車 2	車いす仕様（スロープ式）	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下（軽）	1,500
			661～1500	1,800
			1501～2000	2,500
			2001～3000	3,300
移送車 3	車いす仕様（リフト式）	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下（軽）	1,500
			661～1500	1,600
			1501～2000	2,300



種 類	特別装備	概 要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
			2001~3000	3,000
移送車 4		送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両 (ワゴンタイプに限る)	1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300

## VI. 福祉機器の整備

### (1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）、授産機器

- ① リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ② 介護機器（介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等）は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

### (2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

## VII. 東日本大震災復興支援事業

・震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とします。

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価 (上限)	備考	
旅 費	旅 費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。	
		宿泊料	8,000 円/泊		
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		・建物の機能に必要不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。	
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1 点 5 万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	A. 専門業務謝金	専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000 円/日 6,000 円/ 半日(4 時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。	
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000 円/日 4,500 円/ 半日(4 時間まで)	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の 50%以内であること。	
	C. 臨時備役費	アルバイトの日当	6,000 円/日 3,000 円/ 半日(4 時間まで)	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	
	上記 A+B+C の合計額が補助金総額の 70%以内であること。				
	借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
		・車両借上料 ・機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)			重量物の運送費も含む。
	印刷費	報告書、研修会用ハンドブック等			現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(コピー代は対象となりません。)
	保険料			720 円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗什器備品費				復興活動に直接必要な備品に係る経費。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費			補助金総額の 50%以内とする。	

※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。

## VIII. 非常災害の援護

### (1) 対象となる法人

- ① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人
- ② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人

### (2) 対象となる事業

法人が主体的に取り組む、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業

## IX. 緊急的な対応を必要とする事業への支援

### (1) 対象となる法人

### (2) 対象となる事業

上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。

平成 27 年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」  
審査要項

1. 選定基準

公益財団法人 JKA（以下「本財団」という。）が行う平成 27 年度の補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。

なお、「緊急的な対応を必要とする事業への支援」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる 5 要件に合致する補助事業であるものとする。

- (1) 迅速に対応することが必要な事業であること。
- (2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。
- (3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。
- (4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。
- (5) 過去において否採択とされた事業でないこと。

2. 事業期間

平成 28 年 3 月 31 日までに完了すること。

3. 応募要件

(1) 要望書類

- ① 補助金交付要望書（社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと）
- ② 事前計画・自己評価書
- ③ 補助事業の概要
- ④ 事業者の概要
- ⑤ 事業経費比較表
- ⑥ その他

(2) 要望書の提出等

要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成 27 年 4 月 1 日以降随時受付とする。

4. その他

申請その他の事項については補助方針による。

5. 適用

平成 27 年 4 月 1 日から適用する。



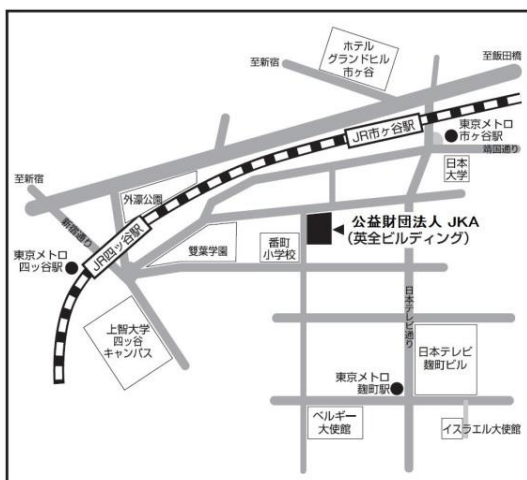






公益財団法人 JKA

〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル)



ホームページアドレス

無限の夢へ、走りだそう。

**RING!RING!**

プロジェクト

<http://ringring-keirin.jp>



日本が生んだ世界のスポーツ

**KEIRIN**





平成 2 7 年度 (案)	平成 2 6 年度
<p>平成 <u>2 7</u> 年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成 <u>2 7</u> 年度における自転車競技法第 2 4 条第 5 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 5 号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第 2 4 条第 6 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p>平成 <u>2 6</u> 年 8 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">公益財団法人 J K A 会 長 石 黒 克 巳</p>	<p>平成 <u>2 6</u> 年度機械工業振興補助事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示</p> <p>平成 <u>2 6</u> 年度における自転車競技法第 2 4 条第 5 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 5 号の規定に基づく、機械工業に関する事業の振興のための補助に関する事業並びに自転車競技法第 2 4 条第 6 号及び小型自動車競走法第 2 8 条第 6 号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、公益財団法人 J K A (以下「本財団」という。) が定める関連規程によるほか、次の補助方針により実施するので公示します。</p> <p>平成 <u>2 5</u> 年 8 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">公益財団法人 J K A 会 長 石 黒 克 巳</p>

平成27年度 補助方針

平成26年度 補助方針

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

平成27年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、これまで取組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

1. 補助事業の基本方針

本財団は、自転車競技法に基づく競輪振興法人、小型自動車競走法に基づくオートレース振興法人として、競輪・オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上げの一部により、機械工業振興と公益事業振興に対する補助を行います。

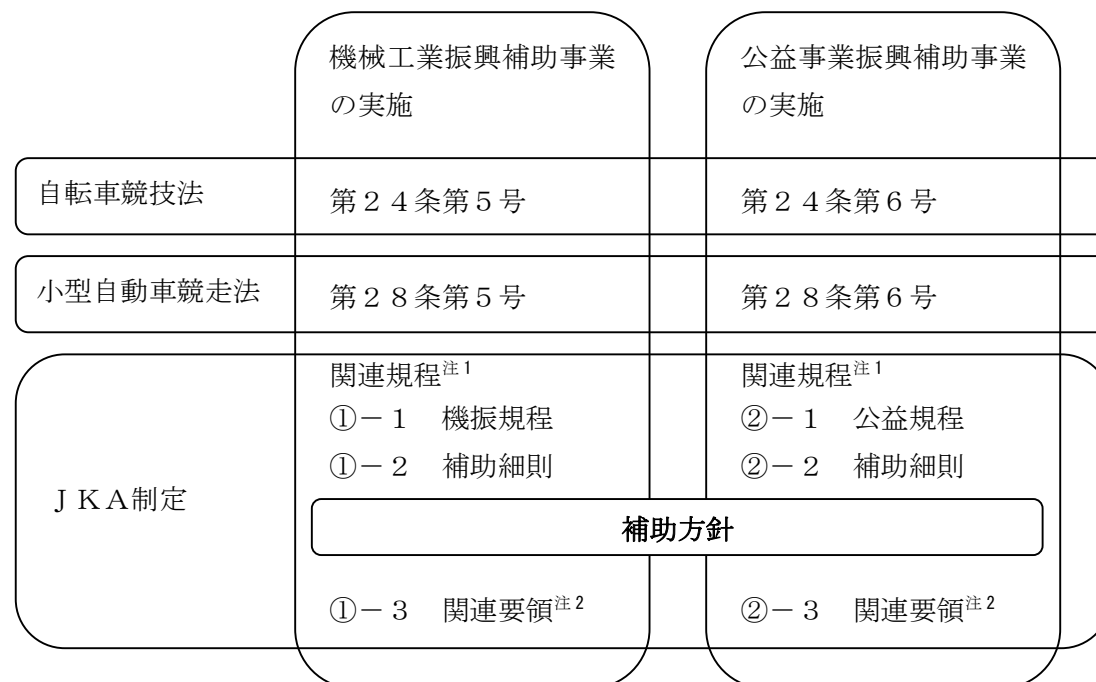
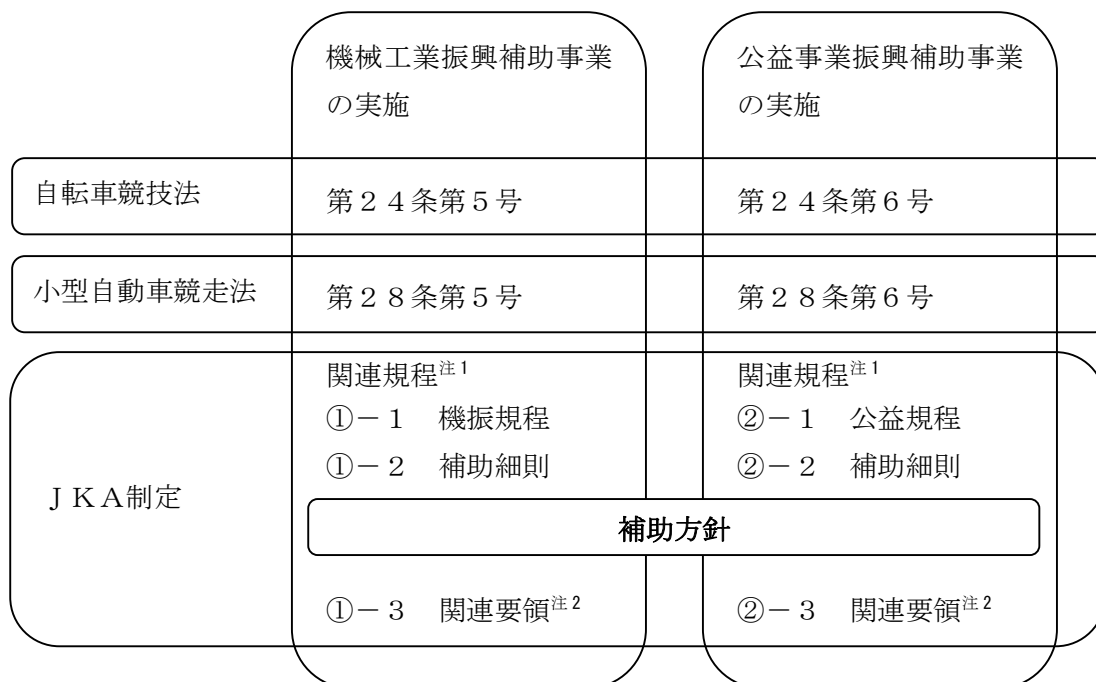
平成26年度の補助事業にあたっては、機械工業振興、公益事業振興のそれぞれの分野において、引続き「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するため、「将来の社会的ニーズの先駆的な取組み」「新たな社会的課題に挑戦する取組み」を積極的に支援します。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程<sup>注1</sup>・関連要領<sup>注2</sup>に基づき実施されます。また、平成27年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。

2. 補助方針の位置づけ

補助事業は、自転車競技法・小型自動車競走法及び本財団が定める関連規程<sup>注1</sup>・関連要領<sup>注2</sup>に基づき実施されます。また、平成26年度補助事業について、本補助方針のとおり方針等を定めます。



注1: 関連規程とは、以下を指します。

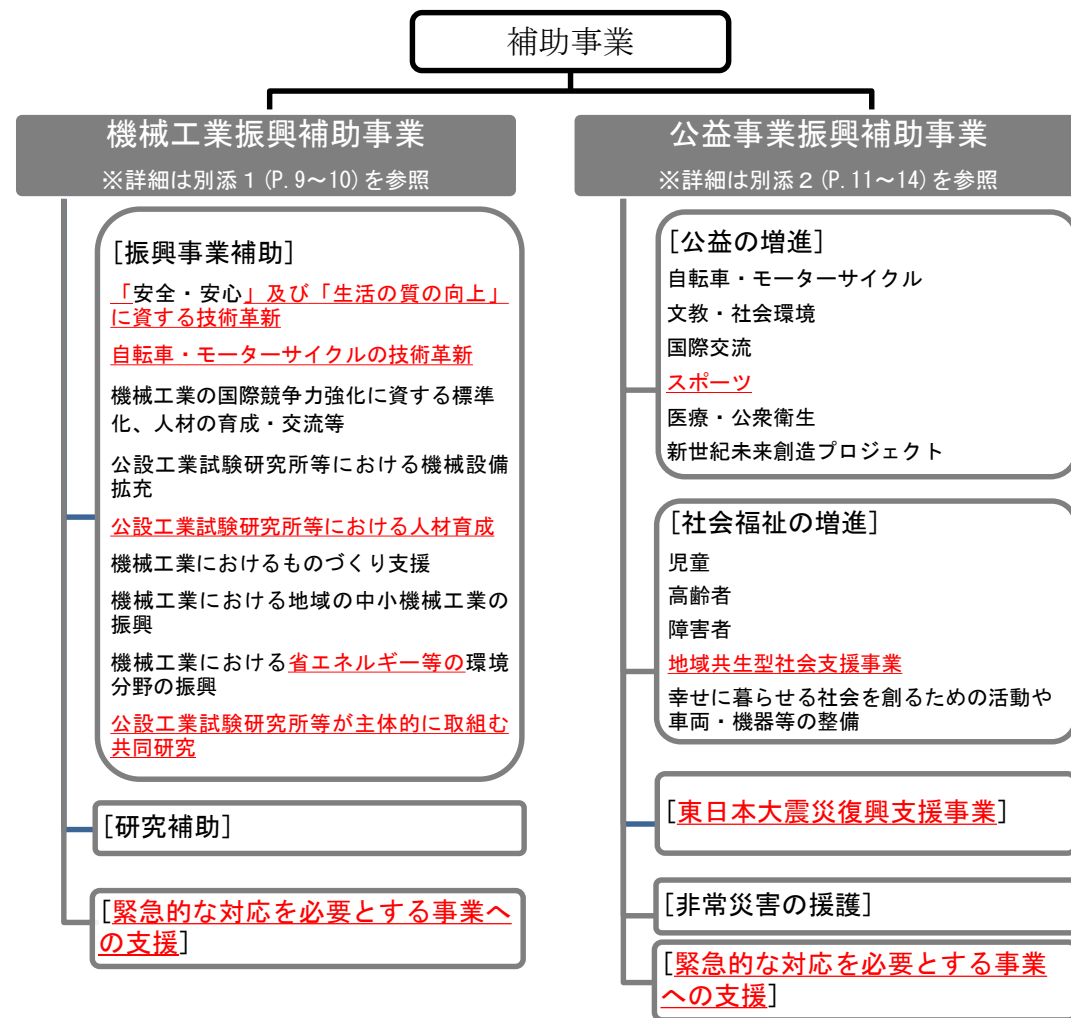
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



注1: 関連規程とは、以下を指します。

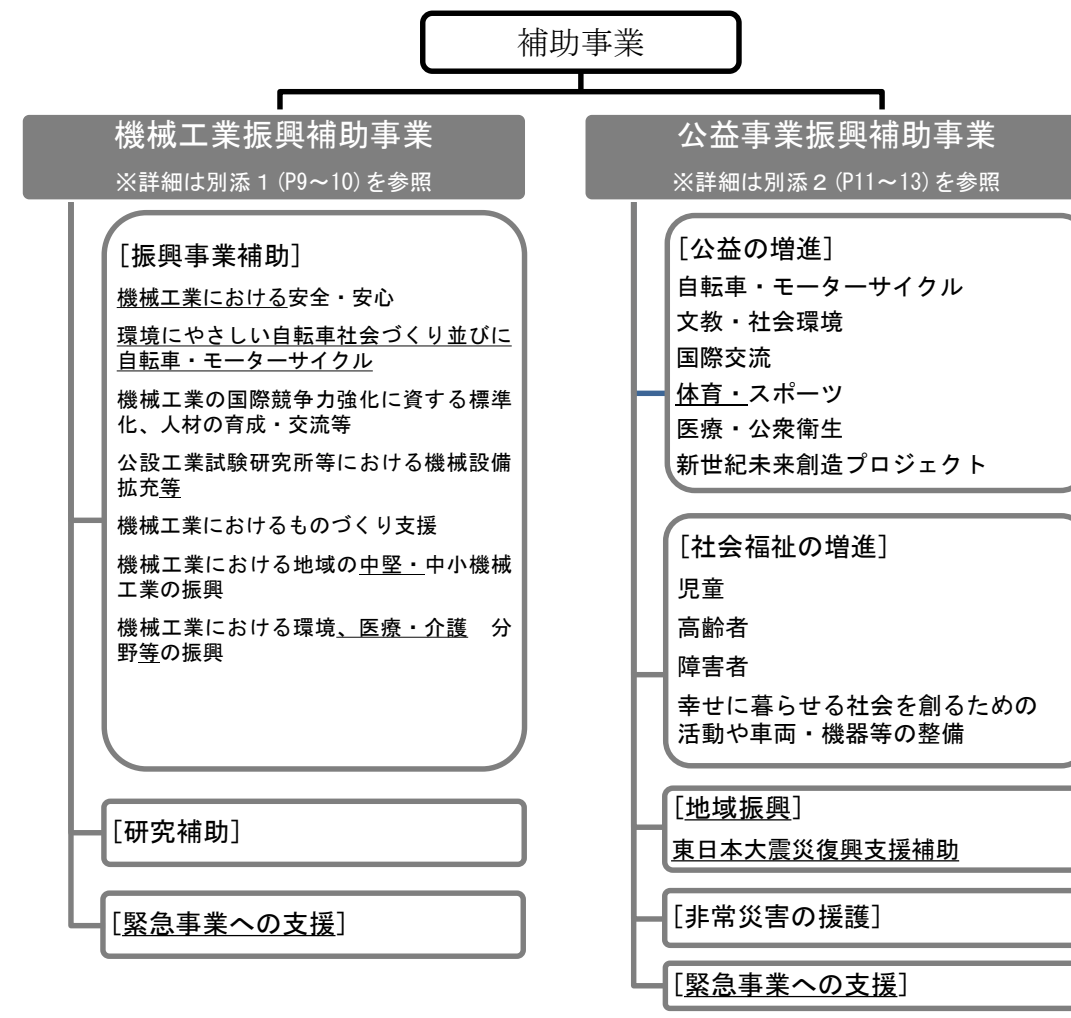
- ①-1 「自転車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」(両規程を総称して以下「機振規程」という。)
- ①-2 「自転車等機械工業振興事業に関する補助細則」及び「小型自動車等機械工業振興事業に関する補助細則」
- ②-1 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」(両規程を総称して以下「公益規程」という。)
- ②-2 「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」

注2: 関連要領とは、以下を指します。

- ①-3 「機械工業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「機械工業振興補助事業実施に関する事務手続要領」
- ②-3 「公益事業振興補助事業の交付要望書作成の手引き」並びに「公益事業振興補助事業実施に関する事務手続要領」

3. 補助事業の概要

補助事業は、「機械工業振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	補助率 <sup>※1</sup>	上限金額 <sup>※2</sup>			
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新 自転車・モーターサイクルの技術革新	3/4	3,000万円			
		国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等における機械設備拡充 <sup>※3</sup> 公設工業試験研究所等における人材育成 <sup>※3</sup>	2/3		400万円		
		一般事業 ものづくり支援 地域の中小機械工業の振興 省エネルギー等の環境 公設工業試験研究所等が主体的に取組む共同研究 <sup>※3</sup>	1/2	3,000万円			
		研究補助	個別研究	— <sup>※4</sup>	300万円		
		若手研究	— <sup>※4</sup>	100万円			
	緊急的な対応を必要とする事業への支援			※5	※5,6		
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業 自転車(強化指定選手遠征) 自転車・モーターサイクル 社会環境 国際交流	事業費 事業費 施設の建築 <sup>※7</sup> 施設の補修 <sup>※8</sup>	4/5 2/3	12,000万円 5,000万円 15,000万円 3,000万円	
			一般事業 スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費 施設の建築 <sup>※7</sup> 医療機器の整備 検診車の整備	1/2	5,000万円 5,000万円 1,500万円 2,205万円	
			新世紀未来創造プロジェクト			— <sup>※4</sup>	100万円
			社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費 施設の建築 <sup>※7</sup> 福祉車両の整備 福祉機器の整備 施設の補修 <sup>※9</sup>	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円
東日本大震災復興支援事業				— <sup>※4</sup>	300万円		
非常災害の援護				— <sup>※4</sup>	※6		
緊急的な対応を必要とする事業への支援				※10	※6,10		

※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。  
なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額<sup>※2</sup>」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(右図参照)

※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。  
(右図参照)

- 各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
- 補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)により異なります。

※3: 公設工業試験研究所等が複数の種類の事業(機械設備拡充・人材育成・共同研究)を実施する場合、それぞれの上限金額に関わらず、事業の合計額が3,000万円を超えないものとします。

※4: 自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※5: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

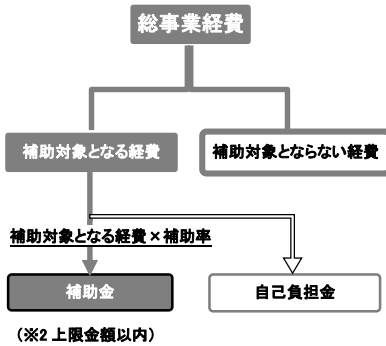
※6: 平成27年度の予算で実施します。

※7: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※8: 更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

※9: 社会福祉施設

※10: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。



4. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分		対象事業の概要	補助率 <sup>※1</sup>	上限金額 <sup>※2</sup>			
機械工業振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	振興事業補助	重点事業 「安全・安心」のうち、人命事故に関わるもの	3/4	2,000万円			
		安全・安心 環境にやさしい自転車、自転車・モーターサイクル 国際競争力強化に資する標準化、人材の育成・交流等 公設工業試験研究所等	2/3		3,000万円		
		一般事業 ものづくり支援 地域の中堅・中小機械工業の振興 環境、医療・介護	1/2	2,000万円			
		研究補助	個別研究	— <sup>※3</sup>	300万円		
		若手研究	— <sup>※3</sup>	100万円			
	緊急事業への支援			※4	※5		
	公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	公益の増進	重点事業 自転車・モーターサイクル 文教・社会環境 国際交流	事業費 施設の建築 <sup>※6</sup> 施設の補修 <sup>※7</sup>	2/3	5,000万円 15,000万円 3,000万円	
			一般事業 体育・スポーツ 医療・公衆衛生 文教・社会環境	事業費 施設の建築 <sup>※6</sup> 医療機器の整備 検診車の整備	1/2	5,000万円 5,000万円 1,500万円 2,205万円	
			新世紀未来創造プロジェクト			— <sup>※3</sup>	100万円
			社会福祉の増進	児童 高齢者 障害者 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備	事業費 施設の建築 <sup>※6</sup> 福祉車両の整備 福祉機器の整備 施設の補修 <sup>※8</sup>	3/4	5,000万円 8,000万円 315万円 750万円 3,000万円
地域振興 東日本大震災復興支援補助				— <sup>※3</sup>	300万円		
非常災害の援護				— <sup>※3</sup>	※5		
緊急事業への支援				※9	※5		

※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。  
なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額<sup>※2</sup>」÷補助率)を超える事業についても要望できます。(右図参照)

※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。  
(右図参照)

- 各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
- 補助率、基準単価は、事業の種類(施設、車両)によっても異なります。

※3: 自己負担を伴わない補助事業であることを表します。

※4: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。

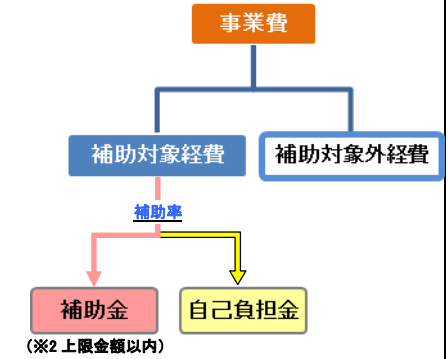
※5: 平成26年度の予算で実施します。

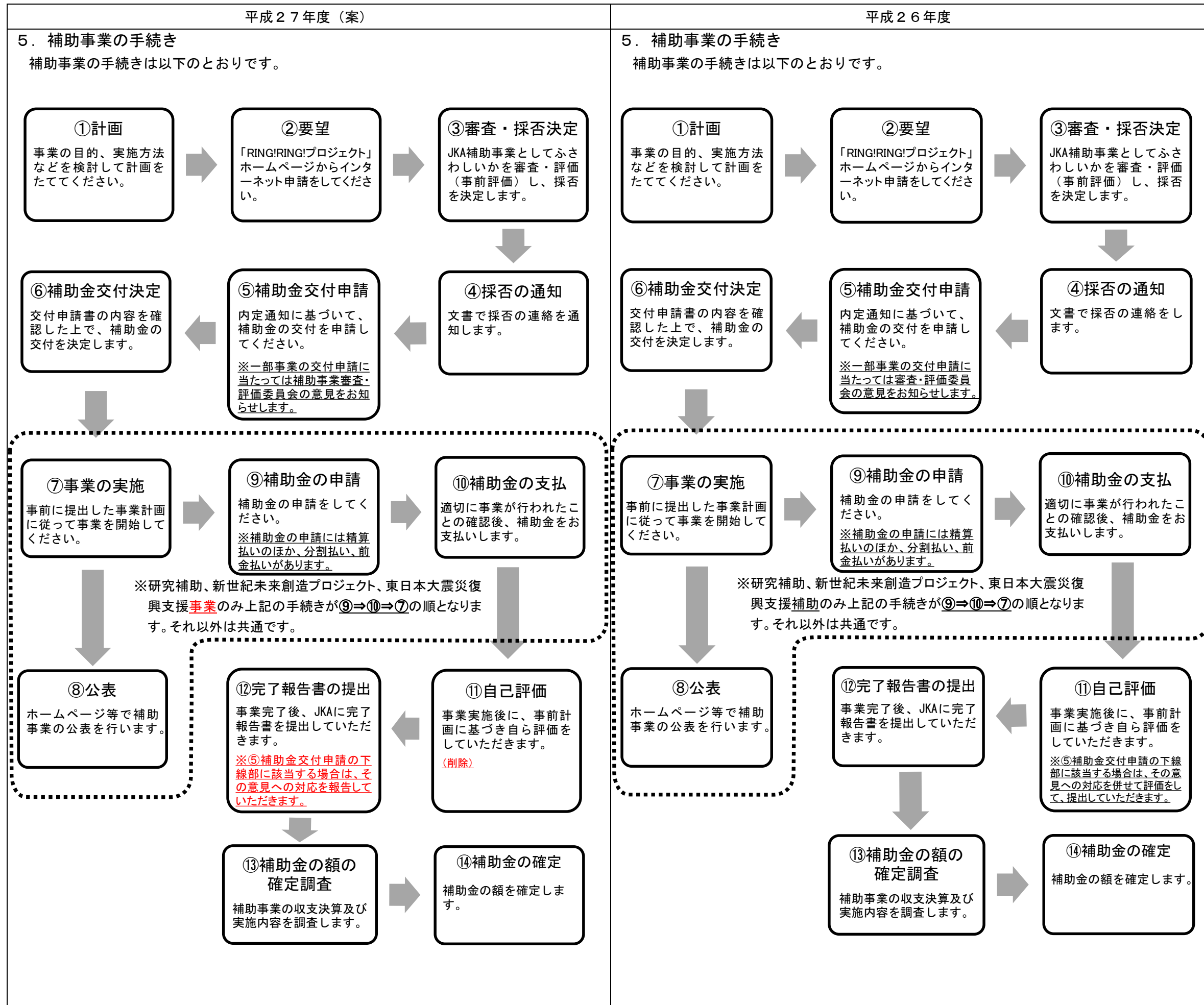
※6: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。

※7: 更生保護施設、自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設。

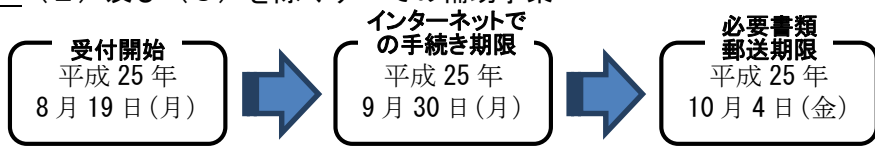
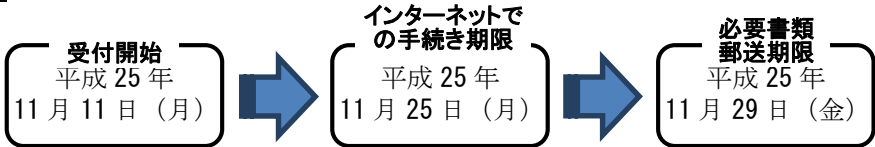
※8: 社会福祉施設

※9: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。





平成27年度(案)	平成26年度
<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、<b>緊急的な対応を必要とする事業への支援</b> 財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、技術研究組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関<sup>※2</sup>、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する研究者<sup>※3</sup></p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進、社会福祉の増進、<b>東日本大震災復興支援事業<sup>※3,4</sup>、緊急的な対応を必要とする事業への支援</b> 特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、社会福祉法人、更生保護法人、商工会及び商工会議所</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人(NPO法人)</p> <p>③ 非常災害の援護 上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者</li> <li>・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</li> </ul> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学(短期大学を含む)、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。</p> <p>※3 <b>申請者は研究者本人とし、申請に当たっては所属長の推薦が必要となります。なお、東日本大震災復興支援事業に大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)が申請する場合も同様とします。</b></p> <p>※4 東日本大震災復興支援事業については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)も対象となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国<b>又は</b>他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間(平成<b>25、26</b>年度)に本財団から補助を受けた法人<b>(ただし、自転車・モーターサイクル競技施設は除く)</b></p> <p>(3) <b>研究補助は、平成26年度複数年研究の補助を受けた者</b></p>	<p>6. 補助の対象者</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業</p> <p>① 振興事業補助、<b>緊急事業への支援</b> 財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、技術研究組合、特定非営利活動法人(NPO法人)、その他公共的な法人</p> <p>② 研究補助 大学等研究機関<sup>※2</sup>、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合で研究に従事する研究者</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業</p> <p>① 公益の増進、社会福祉の増進、<b>地域振興(東日本大震災復興支援補助<sup>※3</sup>)、緊急事業への支援</b> 特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人・社団法人<sup>※1</sup>、社会福祉法人、更生保護法人、商工会及び商工会議所</p> <p>② 新世紀未来創造プロジェクト 国公立・私立の小学校・中学校・高等学校、特定非営利活動法人(NPO法人)</p> <p>③ 非常災害の援護 上記①の法人及び特別の法律に基づいて設立された法人であって、以下の事業を実施する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助のために救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う者</li> <li>・災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う者</li> </ul> <p>※1 財団法人・社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人を指します。</p> <p>※2 大学等研究機関には大学(短期大学を含む)、大学共同利用機関法人、高等専門学校が含まれます。 (新設)</p> <p>※3 東日本大震災復興支援補助については、上記①の法人のほか、大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)も対象となります。</p> <p>7. 補助の対象外となる者</p> <p>(1) 同一事業において国<b>または</b>他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)からの補助を受けている者</p> <p>(2) 建築、補修、検診車、福祉車両の整備は、直近2年間(平成<b>24、25</b>年度)に本財団から補助を受けた法人 <b>(新設)</b></p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.15~19)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.20~31)をご参照ください。</p> <p>9. <u>申請方法</u> 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> における <u>会員登録及びインターネット申請</u>が必要となります。 ※別途要望書類の郵送も必要となります。 なお、<u>非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援</u>については、11.(2)の『お問い合わせフォーム』から <u>お問い合わせ</u> ください。</p> <p>10. <u>インターネット申請期間</u> 補助事業により、<u>インターネット申請期間</u>が異なります。 <u>(1) 下記 (2) 及び (3) を除くすべての補助事業</u> <u>平成26年8月1日(金)～9月26日(金) 17時</u> <u>※会員登録は9月25日(木) 17時まで完了してください。</u> <u>9月25日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。</u> ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 10月3日(金) 17時)</p> <p><u>(2) 研究補助</u> <u>平成26年11月10日(月)～11月21日(金) 17時</u> <u>※会員登録は11月20日(木) 17時まで完了してください。</u> <u>11月20日(木) 17時の時点で会員登録手続きが完了できていない場合、申請できません。</u> ※別途要望書類の郵送も必要となります。(要望書類の必着期限 11月28日(金) 17時)</p> <p><u>(3) 非常災害の援護、緊急的な対応を必要とする事業への支援</u> 平成27年度内において随時受付けております。 <u>(注：ただし、平成27年度内に着手する必要があります。)</u></p>	<p>8. 補助の対象となる経費 補助事業を実施するために直接必要となる旅費、物件費、事業費</p> <p>(1) 機械工業振興補助事業については、別添3の「補助事業の事業経費の基準」(P.14~16)をご参照ください。</p> <p>(2) 公益事業振興補助事業については、別添4の「補助事業の事業経費の基準」(P.17~27)をご参照ください。</p> <p>9. <u>要望受付期間</u> 補助事業により、<u>要望受付期間</u>が異なります。</p> <p><u>(1) (2) 及び (3) を除くすべての補助事業</u></p>  <p><u>(2) 研究補助</u></p>  <p><u>(3) 非常災害の援護、緊急事業への支援</u> 平成26年度内において随時受付けております。 (注：ただし、平成26年度内に着手する必要があります。)</p> <p>10. <u>要望方法</u> 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> からのインターネットでの手続きに加え、<u>要望書類の郵送</u>が必要となります。 なお、<u>緊急事業への支援</u>については、<u>この方法に依りませんので</u>、11.(2)の『お問い合わせフォーム』から <u>お問い合わせ</u> ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>1 1. 要望書類提出先及び問い合わせ先</p> <p>(1) 要望書類提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル) 公益財団法人JKA <u>競輪・オートレース振興事業本部</u> 補助事業部</p> <p>(2) 問い合わせ先 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1 2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会において審査し、補助事業の透明性を確保します。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1 3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <p>① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査</p> <p>① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査</p> <p>① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性(又は事業継続の妥当性) ⑤ 事業の発展性</p> <p>1 4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) 採否に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。</p>	<p>1 1. 要望書提出先及び問合せ先</p> <p>(1) 要望書提出先 〒102-8011 東京都千代田区六番町4番地6(英全ビル) 公益財団法人JKA _____ 補助事業部</p> <p>(2) 問合せ先 「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からお問い合わせください。</p> <p>1 2. 審査</p> <p>(1) 補助事業の選定については、外部委員から構成される補助事業審査・評価委員会(以下、「審査・評価委員会」という。)において審査し、補助事業の透明性を確保します。</p> <p>(2) 補助事業の公益性については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第4号に準じて審査します。</p> <p>1 3. 審査の基準</p> <p>機振規程第3条及び第4条並びに公益規程第3条及び第4条の規定によるほか、以下の基準により審査します。特に、継続事業については、過年度の自己評価書を審査します。</p> <p>(1) 組織の審査</p> <p>① 組織の適格性 ② 組織の事業遂行力 ③ 自己評価の体制</p> <p>(2) 要件審査</p> <p>① 補助対象事業との適合性 ② 公益性の確保 ③ 複数年度事業 ④ 広報計画</p> <p>(3) 事業審査</p> <p>① 社会的課題の把握と解決策の妥当性 ② 事業目標の妥当性 ③ 事業効果の妥当性 ④ 事業の新規性(または事業継続の妥当性) ⑤ 事業の発展性</p> <p>1 4. 採否の通知</p> <p>(1) 文書をもって、採否をお知らせします。</p> <p>(2) 採否に関するお問合せには応じかねますのでご了承ください。</p>



平成27年度(案)	平成26年度
<p>15. 補助事業の実施期間 平成27年4月1日以降に事業を開始し、平成28年3月31日までに完了することを原則とします。</p> <p>16. 補助事業である旨の表示 <u>補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</u></p> <p>17. 補助事業の実施内容及び成果の公表 <u>補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ(ブログ)、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。</u> ※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料(動画・写真を含むがそれに限られない)は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>18. 補助事業の評価 <u>補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。</u> また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は補助事業審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>19. 情報公開の実施 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p> <p>20. 説明会の実施 (1) 補助事業及び補助事業要望手続に関する説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。 (2) その他要望に関するお問い合わせについては、11.(2)の問い合わせ先までご連絡ください。</p>	<p>15. 補助事業の実施期間 平成26年4月1日以降に事業を開始し、平成27年3月31日までに完了することを原則とします。</p> <p>16. 補助事業である旨の表示 補助事業を実施する場合には、補助事業である旨の表示を行うことを交付条件とします。</p> <p>17. 補助事業の実施内容及び成果の公表 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ(ブログ)、機関誌、広報誌等を通じ、十分なPRに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組みへの協力を交付条件とします。 ※補助事業の成果物である報告書、研究論文、ポスター・定期刊行物、建築した施設や取得した物件の画像、その他補助事業者が本財団に提出する一切の資料(動画・写真を含むがそれに限られない)は、「RING!RING!プロジェクト」ホームページで公表します。その際、必要な範囲において、複製、公衆送信、素材の修正、改変、編集、見出しやキーワードを付加すること、及び第三者の素材と一緒に編集することがありますことをご了承ください。</p> <p>18. 補助事業の評価 補助事業者は、事業の実施前及び実施後に自らの実施する補助事業について自己評価を行い、本財団が定める様式によりその結果を提出してください。 また、必要に応じ、アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査及び自己評価書の再提出をお願いする場合があります。 提出された自己評価、アンケート、ヒアリング等をもとに、本財団は_____審査・評価委員会において補助事業の評価を実施し、「RING!RING!プロジェクト」ホームページにおいて公表します。</p> <p>19. 情報公開の実施 補助事業者は、定款又は寄附行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び役員名簿の情報公開を行うことを交付条件とします。</p> <p>20. 説明会の実施 (1) 補助事業_____の説明会を開催します。詳細は「RING!RING!プロジェクト」ホームページでお知らせします。 (2) その他要望に関するお問合せについては、11.(2)の問合せ先までご連絡ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>別添1 <span style="float: right;">機械</span></p> <p><b>補助の対象となる事業について</b></p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新  <u>「安全・安心」及び「生活の質の向上」に対する人々の関心が高まるなか、機械技術・機械工学を通じた、人命事故への取組みはもとより、健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やIT技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組みを支援します。</u>  ①機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業  ②健康・医療・介護・福祉分野における技術革新やものづくり・IT技術等を用いて、生活の質の向上に資する取組み</p> <p>(2) 自転車・モーターサイクルの技術革新  ①独創的な発想や新たな可能性を追求した次世代型自転車・モーターサイクルに関する事業  ②自転車を用いた環境にやさしい社会づくりに資する事業</p> <p>(3) 標準化の推進  <u>国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、同事業に関連する人材の育成・交流等に対しても支援を行います。</u>  ①機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進  ②標準化の推進に関連する人材の育成・交流等に関する事業</p> <p>(4) 公設工業試験研究所等(以下「公設試」という。)における機械設備拡充事業等  <u>地域の中小企業が公設試の機器を積極的に有効活用し、ものづくり、新産業の創出及び産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</u></p>	<p>別添1 <span style="float: right;">機械</span></p> <p><b>補助の対象となる事業について</b></p> <p>I. 振興事業補助</p> <p>1. 重点事業  <u>東日本大震災以降、「安全・安心」に対する人々の関心は依然として高い水準にあります。機械工業においては、「安全・安心」、特に人命事故への取組みは社会的な要請であり、重点的に支援します。</u>  <u>自転車・モーターサイクルをはじめとする機械工業の振興は本財団の重要な目的の一つであり、人と自転車等が環境にやさしく共生していくため、自転車・モーターサイクルに関する調査研究等の事業を積極的に支援します。</u>  標準化の推進については、国際競争力強化に資する国際標準化事業はもとより、人材の育成・交流等に対しても支援を行います。  また、公設工業試験研究所等の役割として、中小企業がその機器を有効利用し、新産業の創出や産業の高付加価値化につながる事業を産業人材の育成等の観点からも支援していきます。</p> <p>(1) <u>機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業のうち、特に人命事故に関わるもの</u>  (2) <u>機械工業における安全・安心に資する取組みに関する事業</u></p> <p>(3) <u>環境にやさしい自転車社会づくりに資する事業並びに自転車・モーターサイクルに関する調査研究等事業</u></p> <p>(4) <u>機械工業の国際競争力強化に資する標準化の推進や、それらに関連する人材の育成・交流等に関する事業</u></p> <p>(5) <u>公設工業試験研究所等(以下「公設試」という。)における機械設備拡充事業等</u></p>

平成27年度（案）	平成26年度
<p><u>①公設試における機械設備拡充事業</u> <u>②公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業</u></p> <p>2. 一般事業 機械工業の振興に資する事業であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端技術の開発</li> <li>・知的財産の創出</li> <li>・付加価値の向上、新規事業の創出、等</li> </ul> <p>(2) 機械工業における地域の中小機械工業の振興に資する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業基盤強化</li> <li>・新規事業の展開、等</li> </ul> <p>(3) 機械工業における<u>省エネルギー等</u>の環境分野の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>省エネルギーの推進</u></li> <li>・<u>3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み</u></li> <li>・新エネルギーの開発</li> <li>・環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、等</li> </ul> <p><u>(重点事業に移項しメニュー化)</u></p> <p>(4) <u>公設試が主体的に取組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等に繋がる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究（公設試が主体的に取組む共同研究）</u></p> <p>II. 研究補助</p> <p>機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間の限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</p> <p>1. 対象となる事業 機械工業の振興に資する研究</p> <p>2. 研究補助の種類</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する若手研究者*による研究（以下「若手研究」という。）</p> <p>※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>	<p>2. 一般事業 <u>自転車・モーターサイクル及び機械工業の振興に資する事業</u>であって、重点事業以外の社会的課題を解決する以下の事業を支援していきます。</p> <p>(1) 機械工業におけるものづくり支援に資する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①先端技術の開発</li> <li>②知的財産の創出</li> <li>③付加価値の向上、新規事業の創出、等</li> </ol> <p>(2) 機械工業における地域の<u>中堅・中小</u>機械工業の振興に資する事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業基盤強化</li> <li>②新規事業の展開、等</li> </ol> <p>(3) 機械工業における環境、<u>医療・福祉分野等</u>の振興</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①3R（リデュース・リユース・リサイクル）への取組み</li> <li>②省エネルギーの推進</li> <li>③新エネルギーの開発</li> <li>④環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化</li> <li>⑤<u>医療・福祉機器の開発、等</u></li> </ol> <p><u>(新設)</u></p> <p>II. 研究補助</p> <p>機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」を支援します。なお、研究補助の要望にあたっては、2年間の限度として複数年度にわたる研究についての要望を受け付けます。</p> <p>1. 対象となる事業 機械工業の振興に資する研究</p> <p>2. 研究補助の種類</p> <p>(1) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する者による独創的な研究（以下「個別研究」という。）</p> <p>(2) 大学等研究機関、特定非営利活動法人（NPO 法人）、技術研究組合で研究に従事する若手研究者*による研究（以下「若手研究」という。）</p> <p>※ 若手研究者とは研究に従事してから概ね15年以内にある者を指します。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p><b>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</b></p> <p>上記Ⅰに該当する事業であって、<u>社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します(通称：緊急支援事業)。選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項(P.32)をご参照ください。</u></p> <p><u>なお、</u>当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>	<p><b>Ⅲ. 緊急事業への支援</b></p> <p>上記Ⅰに該当する事業のうち、<u>原則、災害に起因する機械工業の「安全・安心」等に資する事業、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します</u>_____。</p> <p>_____当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>別添2 <span style="float: right;">公益</span></p> <p><b>補助の対象となる事業について</b></p> <p><b>I. 公益の増進</b></p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル          競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。  <u>①東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業</u>  <u>②自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</u>  <u>③自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業</u>  <u>④自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</u>  <u>⑤競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設の補修事業</u></p> <p>(2) <u>社会環境</u>  <u>安全・安心な社会づくりを目指す活動や</u>地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。  <u>(①一般事業の文教・社会環境に移項し、削除)</u>  <u>(②一般事業の文教・社会環境に移項し、削除)</u>  <u>(③社会福祉の増進の幸せに暮らせる社会を創るための活動等に移項し、削除)</u>  <u>①警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</u>  <u>(⑤社会福祉の増進の幸せに暮らせる社会を創るための活動等に移項し、削除)</u>  <u>②地域社会の安全・安心に資する活動</u>  <u>③更生保護施設の建築</u>  <u>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された更生保護施設の補修事業</u></p> <p>(3) 国際交流          グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。  <u>(削除)</u></p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) <u>スポーツ</u>          競技力の向上のほか、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。  <u>①国内スポーツ競技力向上のための事業</u>  <u>②全国的なスポーツ大会の開催</u>  <u>③国際相互理解の増進に資する事業</u>  <u>④スポーツ振興に関する調査研究、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等</u></p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p>	<p>別添2 <span style="float: right;">公益</span></p> <p><b>補助の対象となる事業について</b></p> <p><b>I. 公益の増進</b></p> <p>1. 重点事業</p> <p>(1) 自転車・モーターサイクル          競技の普及促進及び競技施設の整備、自転車安全利用のための環境整備・普及啓発に資する事業を支援します。  <u>(新設)</u>  <u>①自転車競技・モーターサイクル競技の普及促進及び競技力の向上に資する事業</u>  <u>②自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する事業</u>  <u>③自転車競技施設・モーターサイクル競技施設の建築</u>  <u>④競輪・オートレースの補助事業により建築整備された施設(以下「補助施設」という。)の補修事業</u></p> <p>(2) <u>文教・社会環境</u>  <u>子どもの創造性開発、子ども・若者などの引きこもり・不登校に対する自立支援活動等を支援します。</u>  <u>また、地域社会の安全・安心に資する事業を支援します。</u>  <u>①親と子のふれあい交流活動</u>  <u>②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動</u>  <u>③引きこもり・不登校に対する支援活動</u>  <u>④警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動</u>  <u>⑤子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動</u>  <u>⑥防犯・防災を進める新たなネットワークづくり、地域社会の安全・安心に資する活動</u>  <u>⑦更生保護施設の建築</u>  <u>(新設)</u></p> <p>(3) 国際交流          グローバル化への対応がより一層求められることから、学術・芸術・文化などにおける国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成に資する事業を支援します。  <u>・国際交流の推進活動</u></p> <p>2. 一般事業</p> <p>(1) <u>体育・スポーツ</u>          競技力の向上のみならず、「スポーツ基本法」の基本理念に則り、スポーツの推進に主体的に取り組む事業を支援します。  <u>①国内スポーツ競技力向上のための事業及び全国的なスポーツ大会の開催(一部移項)</u>  <u>②国際相互理解の増進、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業、等(新設及び一部移項)</u></p> <p>(2) 医療・公衆衛生</p>

平成27年度(案)	平成26年度
<p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病及び希少難病に関する研究のための医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病及び希少難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備) ③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>①親と子のふれあい交流活動 ②地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動 ③学術・文化の振興のための活動 ④青少年の健やかな成長を育む活動 ⑤豊かな自然と動植物を大切にす活動 ⑥自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑦自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑧消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>小学生・中学生・高校生を対象として、地域の『ひと・もの・こと』を活かした活動、自己表現力を高め、自立心を養う活動や社会福祉活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 地域ふれあい交流活動 学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動</p> <p>(2) 実践的研究を通じた人間力育成支援活動 学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動</p> <p>(3) 社会福祉活動 子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童 子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p>	<p>健康・医療に関する普及啓発事業、病気の早期発見及び予防に資する検診車整備事業、並びに難病に関する医療機器の整備に対する取組みを支援します。</p> <p>①健康や命を守る医療の活動 ②難病に関する研究機器の整備(医療機器の整備) ③検診車の整備</p> <p>(3) 文教・社会環境</p> <p>伝統芸能・音楽・映画など学術・文化の振興、これらの振興を通して青少年の健全育成に資する事業並びに自転車活用による地域振興及び自転車駐輪場の整備、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動など主体的に取り組む事業を支援します。</p> <p>(重点事業の文教・社会環境からの移項による新設) (重点事業の文教・社会環境からの移項による新設)</p> <p>①学術・文化の振興のための活動 ②青少年の健やかな成長を育む活動 ③豊かな自然と動植物を大切にす活動 ④自転車・モーターサイクルの活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動 ⑤自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設の建築 ⑥消費者にとって「安全・安心」な社会をつくる活動、等</p> <p>3. 新世紀未来創造プロジェクト</p> <p>個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。</p> <p>(1) 対象となる事業 小学生・中学生・高校生の健全育成に資する交流・研究活動</p> <p>(2) 活動補助の種類 ①地域ふれあい交流活動 学校、クラス、クラブの生徒が中心となって、その地域住民などと交流し、相互に理解を深めるために取り組む活動 ②実践的研究を通じた人間力育成支援活動 学校、クラス、クラブの生徒が創造力、観察力、行動力を高めるため、独自の視点で新たな教育的価値、チャレンジ精神を創出する実践的・先駆的な研究に取り組む活動 (新設)</p> <p>II. 社会福祉の増進</p> <p>福祉課題を地域で取り込んでいく活動や、医療、介護など様々な分野が連携できる取り組み、児童・高齢者・障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会を目指す活動を支援します。</p> <p>1. 児童 子どもの健やかな育成及び虐待からの子どもの保護活動などを通じて、子どもが幸せに暮らせるために日々取り組む活動を支援します。 また、虐待から子どもを守る施設及び児童福祉施設の建築について、その必要性に配慮しつつ支援を行います。</p> <p>(1) 子どもが幸せに暮らせる社会を創る活動</p>



平成27年度（案）	平成26年度
<p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動 (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p><b>IV. 非常災害の援護</b></p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。 また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業 (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p><b>V. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</b></p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業で<u>あって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、緊急的な対応を必要とする事業を支援します。（通称：緊急支援事業）（通称：緊急支援事業）選定基準等については、別添5の「平成27年度補助方針に定める「緊急的な対応を必要とする事業への支援」審査要項（P.32）をご参照ください。</u> <u>なお、当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</u></p>	<p>(5) 被災者や被災地域が行う復興（まちづくり、くらしづくり等）活動 (6) 被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動</p> <p><b>IV. 非常災害の援護</b></p> <p>今後の大規模な自然災害に備え、防災対策の推進、災害時における救援・救助のための物資の整備を支援します。 また、非常災害時における人的・物的、その他必要な救援・救助及び復旧・復興活動を支援します。</p> <p>(1) 非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与に関する事業 (2) 非常災害時の救援・救助及びその後の復旧・復興に関する事業</p> <p><b>V. 緊急事業への支援</b></p> <p>上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であり、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します_____。</p> <p>_____当該事業に関しては、予め「RING!RING!プロジェクト」ホームページ <a href="http://ringring-keirin.jp">http://ringring-keirin.jp</a> の『お問い合わせフォーム』からご連絡ください。</p>



別添3

機械

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

(1) 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・ <b>特別車両料金は対象となりません。</b>
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	<b>・食費は対象となりません。</b>
	航空賃	海外航空賃(〒イスクウトエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	<b>(削除)</b>	
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要ではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000円/回	
	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	

別添3

機械

補助事業の事業経費の基準

I. 振興事業補助

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は_____算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・_____は対象となりません。
		国内航空賃( )		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	<b>(新設)</b>
	航空賃	海外航空賃(〒イスクウトエコノミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	<b>タクシー代は対象となりません。</b>	
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要ではない付属品は、対象となりません。
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員として学識者又はこれに準ずると認められる者を委嘱した場合が対象です。 ・委員会及び幹事会(専門委員会又は分科会)を開催した場合のみ対象です。
		委員	9,000円/回	
	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは、補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
	臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。
会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	

平成27年度(案)					平成26年度				
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含む。	事業費	送料	補助事業に係わる報告書、アンケート等の送料		(新設)
	資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。		資料購入費	図書購入費		・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。		実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料		機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字			原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字	
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。		翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字				英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字	
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)				和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)	
	翻訳料	英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)			英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)		
		通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)		・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)
印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・ <u>競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。</u> (コピー代は対象となりません。)	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 (新設) ( <u>発送費・コピー代は対象となりません。</u> )		
委託事業費	・アンケート調査等の集計等(請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるもの限り対象とします。	委託事業費	・アンケート調査等の集計等(請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるもの限り対象とします。		
委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満		委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満			
コンピュータ費	プログラム開発等		当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。	コンピュータ費	プログラム開発等		当該事業に必要な不可欠で、機種選定・業者選定等の説明を十分にできるもの限り対象とします。		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみ行っている場合の「委託調査費」
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複
- 当該法人の役職員への「委員手当」、「謝金」

(2) 公設試における機械設備拡充事業  
対象となる経費は、機械設備費のみとなります。設置する機器内で使用する付属品・ソフトウェア以外は対象となりません。

(新設)

(3) 公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業  
 ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要な不可欠な経費に限ります。

(新設)

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃 (普通席)		
物件費	機械設備費			・研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材が対象となります。 ・本補助事業に必要なではない付属品は、対象となりません。
事業費	謝金	講師	50,000円/日	講師として、講習会、セミナー等に学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。
	会場費	会場借上料 会場設営費 看板代等		・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。
	実験材料費			研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材が対象です。
	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		・印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ・競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。 (コピー代は対象となりません。)

※ 次の経費は対象となりません。  
 ○当該法人の役職員への「謝金」

(4) 公設試が主体的に取り組む共同研究

(新設)

経費区分 (費目)	経費の種類 (節)	対象経費	備考
物件費	機械設備費	研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材	
事業費	実験材料費	研究に使用するための試薬、試料、1点5万円未満の機器、備品及び資材	

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代・ <u>特別車両料金は対象となりません。</u>
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	<u>食費は対象となりません。</u>
		学会参加費		<u>補助事業に直接関係があるもの限り対象です。</u>
	航空賃	海外航空賃(ディスカウントエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
物件費	機械設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝金	研究協力者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	運送料	<u>事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)</u>		<u>・重量物の運送費も含む。</u>
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いもの限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 <u>(削除)</u> ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
	委託事業費	・アンケート調査等の集計、 <u>外部での実験作業(請負契約)等</u> <u>・(削除)</u>		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

※ 次の経費は対象となりません。  
 ○代表研究者・共同研究者の件数費  
 ○有料出版物の刊行費用  
 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)  
 ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

II. 研究補助

- ・対象となる経費は、補助事業の研究活動に直接的に必要な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ～ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ～ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は_____算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代_____は対象となりません。
		国内航空賃(_____)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	(新設)
		(新設)		
	航空賃	海外航空賃(ディスカウントエコミー)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
	交通費	委員会等に出席するための交通費	1,000円/回	タクシー代は対象となりません。
物件費	機器設備費			研究に使用するための1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	謝金	研究協力者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	共同研究者以外の外部協力者
		研究作業員	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	研究活動に必要な資料、実験、測定、実態調査等の研究補助作業員
	送料	<u>補助事業に係わる報告書、アンケート等の送料</u>		(新設)
	資料購入費	図書購入費		・補助事業に直接関係があり専門性が高いもの限り対象です。 ・一般的な雑誌類、フィクションの類は対象となりません。 ・送料は対象となりません。 ・年間購読料は、当該年度のものに限ります。
	実験材料費			・研究に使用するための試薬、試料 ・1点5万円未満の機器、備品及び資材
	機器借上料			研究に必要な検査機器等の借上料
	印刷費	報告書、研修会用テキスト等		印刷物を作成する場合、事業完了時にPDFデータを提出してください。
	委託事業費	・アンケート調査等の集計等(請負契約) ・シンポジウムの会場設営・運営等		・当該事業に必要な不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限ります。 ・アンケート調査、データ集計、実験等を外部に委託する場合の経費

※ 次の経費は対象となりません。  
 ○代表研究者・共同研究者の件数費  
 ○有料出版物の刊行費用  
 ○大学等の研究室に通常配備されている機器・備品類(パソコンを含む)  
 ○同一日、同一人の「日当」、「謝金」の重複

平成27年度(案)	平成26年度
<p><b>Ⅲ. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</b></p> <p><u>(1) 対象となる法人</u></p> <p><u>(2) 対象となる事業</u></p> <p><u>上記「振興事業補助」に準ずる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築(新築)

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。(福祉医療機構からの借入の場合を除きます。)

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技施設及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要な不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費  
(単価5万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要な不可欠な経費

※以下の経費は補助の対象外となります。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価(新築)

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分(注1)	1㎡当たりの基準単価(千円)(注2)
	鉄筋コンクリート造	178
	鉄骨造	162
	木造及び軽量鉄骨造	145

(注1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注2) ① 実際の単価\*が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価

別添4

公益

補助事業の事業経費の基準

I. 施設の建築及び補修

1. 対象となる事業

(1) 施設の建築(新築)

新たに施設を建築する事業

※対象建物及び建物を建てる土地を借入のための担保に供することは認められません。(福祉医療機構からの借入の場合を除きます。)

(2) 施設の補修

競輪・オートレースの補助事業により整備された

- ① 自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設で、その原状回復のため補修する事業
- ② 補助施設のうち、更生保護施設、社会福祉施設を補修する事業

2. 対象となる経費

(1) 建築

- ① 設計監理費
- ② 建築整備の実施に必要な不可欠な経費
- ③ 建築時に必要とされる付帯設備費
- ④ 建築時に必要とされる備品などの初度調弁費  
(単価5万円以上を対象とします。)

(2) 補修

- ① 設計監理費
- ② 補修の実施に必要な不可欠な経費

※以下の経費などがある場合は補助の対象外とします。

- ① 既存建物の買取りに係わる経費
- ② 土地の取得、造成、外構工事及び造園に係わる経費
- ③ 既存施設及び設備の撤去費
- ④ 付帯設備のみの経費

1. 建築基準単価(新築)

建築基準単価	建築物の主要構造部の構造区分(注1)	1㎡当たりの基準単価(千円)(注2)
	鉄筋コンクリート造	168
	鉄骨造	153
	木造	140

(注1) 建築物の主要構造部の構造は、建築基準法施行令によります。

(注2) ① 実際の単価\*が上表より低い場合は、その実際の単価によります。

※(建築工事見積総額-付帯設備工事費)÷延べ床面積=1㎡当たりの単価

平成27年度(案)			
<p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計監理費</li> <li>・給排水衛生換気設備</li> <li>・浄化槽設備</li> <li>・自動火災報知機設備</li> <li>・非常通報装置設備</li> <li>・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用</li> <li>・電気設備</li> <li>・ガス設備</li> <li>・非常用照明設備</li> <li>・消火栓設備</li> </ul>			
<p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>			
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	
暖冷房設備			
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		
・暖冷房に床暖房併設の場合			
エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円		
合併処理槽設備	定員1人当たり 100千円	<p>・JIS算定対象人員</p> <p>・処理槽本体、標準工事費を含む</p> <p>・処理排水BOD・20PPM</p> <p>・1施設当たり10,000千円を限度とする</p>	
スプリンクラー設備			
1㎡当たりの基準単価	14,200円	設置面積のみを対象とする	(削除)
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円		-
<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p>			
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	
自転車・モーターサイクル			
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)			

平成26年度			
<p>② 基準単価には建物の機能に必要な不可欠な次の費用を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計監理費</li> <li>・給排水衛生換気設備</li> <li>・浄化槽設備</li> <li>・自動火災報知機設備</li> <li>・非常通報装置設備</li> <li>・リフト(乗用以外)設備の工事の各々に要する費用</li> <li>・電気設備</li> <li>・ガス設備</li> <li>・非常用照明設備</li> <li>・消火栓設備</li> </ul>			
<p>2. 付帯設備基準単価(新築)</p> <p>施設の建築をする際、下表の付帯設備名に限り、各基準内において建築費に加算することができます。</p>			
付帯設備名	基準単価(上限)	備 考	
暖冷房設備			
・暖房設備のみの場合 ・床暖房のみの場合	建築基準単価の9%		
・冷房設備のみの場合	建築基準単価の11%		
・暖冷房設備の場合	建築基準単価の13%		
・暖冷房に床暖房併設の場合			
エレベーター設備	4停止 1基につき 6,900千円 3停止 " 6,600千円 2停止 " 6,300千円 小型(積載200kg/3人乗)の場合 1基につき2,000千円		
合併処理槽設備	JIS算定対象人員 1人当たり 100千円	<p>・処理槽本体、標準工事費を含む</p> <p>・処理排水BOD・20PPM</p> <p>・1施設当たり10,000千円を限度とする</p>	
スプリンクラー設備			
1㎡当たりの基準単価	14,200円	消防法上設置が義務付けられている場合対象とする	床面積1,000㎡以上の施設を対象とする
1㎡当たりの基準単価(水道直結型スプリンクラー設備の場合)	9,000円	設置面積のみを対象とする	-
<p>3. 施設の建築基準(対象施設、基準面積、初度調弁費、上限金額)</p> <p>○公益の増進関連</p>			
施設	基準面積(㎡)	初度調弁費(千円)	
自転車・モーターサイクル			
(1) 自転車・モーターサイクル競技施設(上限金額:150,000千円)			

平成27年度(案)				
施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)	
文教・社会環境				
(2) 更生保護施設(上限金額: 80,000千円)				
更生保護施設	1名当たり		27.7	1名当たり 129
	収容人員が23名以下の施設に限り、収容人員1名につき1名当たり5.5を加算することができる。(20名を限度とする)	1名当たり	5.5 を加算	
	個室整備をする場合	1室当たり	2.9 を加算	
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1名当たり	4 を加算	
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1名当たり	1 を加算	
更生保護施設職員宿舎	1名当たり		19	-
	1世帯		47	
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員20名以下は4名、21名以上は10名(10名未満は10名として取り扱う)増すごとに1名加算。世帯数は1世帯に限る。				
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)				

平成26年度				
施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)	
文教・社会環境				
(2) 更生保護施設(上限金額: 80,000千円)				
更生保護施設	1名当たり		27.7	1名当たり 129
	収容人員が23名以下の施設に限り、収容人員1名につき1名当たり5.5を加算することができる。(20名を限度とする)	1名当たり	5.5 を加算	
	個室整備をする場合	1室当たり	2.9 を加算	
	被保護者の集団処遇のための専用の集会室を設ける場合	1名当たり	4 を加算	
	上記集会室を、被保護者の処遇のために地域住民を活用する地域交流室として使用する場合	1名当たり	1 を加算	
更生保護施設職員宿舎	1名当たり		19	-
	1世帯		47	
補助対象となる入居対象職員は、更生保護施設に勤務する職員とする。入居対象者数は、施設収容定員20名以下は4名、21名以上は10名(10名未満は10名として取り扱う)増すごとに1名加算。世帯数は1世帯に限る。				
(3) 自転車・モーターサイクルの交通マナー対策に資する施設(上限金額: 1施設50,000千円)				

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)	
児童				
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)				
児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり 112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38 を加算	
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8 を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2 を加算	
地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合 500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1名当たり		30.7	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	230 を加算	

○社会福祉の増進関連

施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)	
児童				
(1) 虐待から子どもを守る施設(上限金額: 80,000千円)				
児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	150 を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合 1名当たり 112 を加算
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1名当たり	11.38 を加算	
	親子生活訓練室を整備する場合	1施設	29.8 を加算	
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2 を加算	
地域子育て支援スペースを整備する場合	1施設	80.3 を加算		
地域小規模児童養護施設	1名当たり		25.9	1名当たり 129
				本体施設とのネットワークのための映像情報関係機器を整備する場合 500 を加算
情緒障害児短期治療施設	1名当たり		30.7	1名当たり 129
	心理療法室を整備する場合	1施設	230 を加算	



平成27年度(案)					平成26年度								
施設	基準面積(m <sup>2</sup> )			初度調弁費(千円)		施設	基準面積(m <sup>2</sup> )			初度調弁費(千円)			
情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-			1施設当たり	1,000	情緒障害児短期治療施設付属学習施設	-			1施設当たり	1,000		
児童自立支援施設	1名当たり			36.8	1名当たり	129	児童自立支援施設	1名当たり			36.8	1名当たり	129
	通所部門を整備する場合	1名当たり	14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり	108を加算		通所部門を整備する場合	1名当たり	14.6を加算	通所部門を整備する場合	1名当たり	108を加算
(2) 児童福祉施設(上限金額:50,000千円)					(2) 児童福祉施設(上限金額:50,000千円)								
母子生活支援施設	1世帯			60.4	1世帯	129	母子生活支援施設	1世帯			60.4	1世帯	129
	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算		子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	37.92を加算	子育て支援ショートステイ居室を整備する場合	1世帯当たり	112を加算
	乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算		乳幼児健康支援一時預かり保育室を整備する場合	1名当たり	7.2を加算	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	44を加算
	母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算					母子家庭等子育て支援室を整備する場合	1世帯当たり	9.4を加算			
児童厚生施設	-			1施設当たり	1,000	児童厚生施設	-			1施設当たり	1,000		
知的障害児施設	1名当たり			23.8	1名当たり	129	知的障害児施設	1名当たり			23.8	1名当たり	129
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合	1施設	100を加算	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合				1施設	100を加算				
児童発達支援センター					児童発達支援センター								
旧知的障害児通園施設	1名当たり			13.9	1名当たり	109	児童発達支援センター 旧知的障害児通園施設	1名当たり			13.9	1名当たり	109
旧難聴幼児通園施設	1名当たり			8.9	1名当たり	109	旧難聴幼児通園施設	1名当たり			8.9	1名当たり	109
旧肢体不自由児通園施設	1名当たり			14.6	1名当たり	109	旧肢体不自由児通園施設	1名当たり			14.6	1名当たり	109
旧重症心身障害児通園施設A型	1名当たり			14.6	1名当たり	108	旧重症心身障害児通園施設A型	1名当たり			14.6	1名当たり	108
医療型児童発達支援センター					医療型児童発達支援センター								
旧肢体不自由児施設(入院治療部門)	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129	旧肢体不自由児施設(入院治療部門)	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129		
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				
旧肢体不自由児施設(通院治療部門)	1名当たり			14.6	1名当たり	109	旧肢体不自由児施設(通院治療部門)	1名当たり			14.6	1名当たり	109
盲・ろうあ児施設	1名当たり			23.9	1名当たり	129	盲・ろうあ児施設	1名当たり			23.9	1名当たり	129
重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129	重症心身障害児施設	100名以下の場合	1名当たり	39.7	1名当たり	129		
	収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				収容人員が101名以上の場合	超えた人数分 1名当たり	19.7				
自閉症児施設	1名当たり			第1種	27.9	1名当たり	自閉症児施設	1名当たり			第1種	27.9	
				第2種	24.4			第2種	24.4				
	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合(第2種)	1施設	100を加算	強度行動障害特別処遇事業のための居室等を整備する場合(第2種)	1施設			100を加算					

平成27年度(案)			
施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)
児童家庭支援センター	1施設	84.4	—
ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり 118
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり 129
自立訓練棟	—		1施設当たり 1,000

障 害 者			
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額: 50,000千円)			
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設当たり 1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額: 50,000千円ただし、作業所は24,000千円)			
障害者グループホーム	1名当たり(1棟当たり2名以上10名以内)	23.3	1名当たり 129
障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり 129
作業所	—		1施設当たり 1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額: 50,000千円)			

※「障害者地域活動拠点施設」とは、障害者総合支援法の「地域活動支援センター」に、「障害者が自ら行う地域活動」の拠点となる機能を付加した施設です。

・施設の仕様には、以下の2点に注意して下さい。

(1) 「地域活動支援センター」の機能に必要な施設であること。

(2) (1)に加えて、「障害者が自ら行う地域活動」に必要な施設であること。

#### 4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技施設	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物: 屋根、外壁からの漏水の補修	30,000千円
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技施設の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

平成26年度			
施設	基準面積(m <sup>2</sup> )		初度調弁費(千円)
児童家庭支援センター	1施設	84.4	—
ショートステイ施設	1名当たり	11	1名当たり 118
児童自立援助ホーム	1名当たり	23.3	1名当たり 129
自立訓練棟	—		1施設当たり 1,000

障 害 者			
(1) 障害者の地域活動のための施設(上限金額: 50,000千円)			
障害者地域活動拠点施設	1施設	300	1施設当たり 1,000
(2) 障害者のための施設(上限金額: 50,000千円ただし、作業所は24,000千円)			
障害者グループホーム	1名当たり(1棟当たり2名以上10名以内)	23.3	1名当たり 129
障害者福祉ホーム	1名当たり	39.7	1名当たり 129
作業所	—		1施設当たり 1,000
(3) 補助犬の繁殖・訓練・ケア施設(上限金額: 50,000千円)			

#### 4. 施設の補修基準(対象施設、補修対象、上限金額)

施設	補修対象	上限金額
自転車・モーターサイクル競技場	走路のひび割れ及び保護シーリング 付属建物: 屋根、外壁からの漏水の補修	30,000千円
自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設	自転車競技関連施設(ロードレースコース、MTB用コース及びBMX用コース)の路面整備及び安全確保に必要な不可欠とされる補修 ・訓練施設(付属建物含む)及びサイクリススポーツの振興普及に係わる施設の補修 ・上記施設に必要な関連機械器具の補修	
更生保護施設、社会福祉施設	屋根、外壁からの漏水の補修	

※ 補修の対象事業は、上記施設であって、施設取得後、完成後引き渡しから原則として15年以上(自転車・モーターサイクル競技場の走路、自転車競技場を中心とした総合的な施設を除く。)を経過し、屋根、屋上の防水及び走路等の老朽化を放置すると、施設機能に重大な影響が生じ、補修が必要な場合。

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		国内航空賃(普通席)		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	食費については対象となりません。
	航空賃	海外航空賃(デイスカウトエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	(削除)	
物件費	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000円/回	
	謝金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	・講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		看護師	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。	

II. 事業経費の基準

1. 公益・社会福祉の増進

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・海外経費が含まれる場合は、国内経費と海外経費とに分けて表記してください。
  - ・国内経費 ~ 国内において支払いを必要とする経費
  - ・海外経費 ~ 国外において支払いを必要とする経費

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	運賃		運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象です。タクシー代は対象となりません。
		国内航空賃( )		
		日当	4,000円/日	
		宿泊料	8,000円/泊	(新設)
	航空賃	海外航空賃(デイスカウトエコミ-)		・任意保険等は対象となりません。 ・支度金等は対象となりません。
交通費	委員会に出席するための交通費	1,000円/回	タクシー代は対象となりません。	
物件費	物品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	委員手当	委員長	10,000円/回	・委員会の委員として学識者又はこれに準ずると認められるものを委嘱した場合 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
		委員	9,000円/回	
	謝金	・医師 ・弁護士 ・講習会・セミナー等における講師・出演者等	50,000円/日	講師・出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者(これに準ずると認められる者)又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象です。
		看護師	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	(新設)
		専門的な業務に従事する者	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	学識者又はこれに準ずると認められる者を依頼した場合が対象です。 (新設)
	研究員手当	調査研究、開発研究に直接従事する研究者に対する手当	9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	博士の学位を有する者(又は、博士課程修了者)、若しくは補助先において研究員の役職を有する者であって、十分な研究実績を有する者が対象です。
臨時備役費	事業を実施する上で直接必要なアルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額です。 ・同一人で年間最大200日が対象です。 (新設)	

平成27年度(案)					平成26年度						
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考		
事業費	(削除)	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費			借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。	事業費	会場借上料	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の事業のために、その期間中一時的に借上げるための経費			
	車両借上料						車両借上料				借上げた車両が使用した高速道路料金、一時的な駐車場代も対象です。
	機材・備品借上料						機材・備品借上料				
	会場費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係る経費		(削除) 看板代等は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。	会場等設営費	自転車・モーターサイクル競技大会、イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事を開催する場合の会場設営、看板製作・設置に係る経費			・イベント、講演会、講習会、研修会、セミナーその他の行事のためにその期間中一時的に会場を借上げるための経費及び付帯する機器設備等設営費に限り対象です。 ・「看板代等」は、競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。		
	運送料	事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物(自転車、楽器、スポーツ用具、絵画)の運送費も含む。	送料	事業に直接必要な印刷物を発送する経費			(新設)		
	製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、メダル、トロフィー、教材、CD、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品等の購入費			製作備品費	ゼッケン、スタッフ衣料、小物、記念品、メダル、トロフィー、教材、CD、CDケース、公益・社会福祉に資するための用具及び事業に直接必要な製作備品の購入費					
	原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字		原稿料	原稿料/速記料	2,500円/400字				
	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。	翻訳料	英文和訳	2,600円/400字	・翻訳と同時に原稿を作成する場合も同額とします。 ・翻訳を本業とすることを証明出来る者。			
		英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字		翻訳料	英語以外の外国語の和訳	3,200円/400字				
		和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)		翻訳料	和文英訳	4,800円/(400字又は200ワード)				
英語以外の外国語の翻訳		5,400円/(400字又は200ワード)	翻訳料		英語以外の外国語の翻訳	5,400円/(400字又は200ワード)					
通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。	通訳料	通訳料	100,000円/日 50,000円/半日(4時間まで)	・この金額によることが難しいものについては、依頼する業務の内容及びその者の学識経験等を勘案して本財団が査定する額とします。 ・通訳を本業とすることを証明出来る者。				
印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料、 <u>発送経費</u> を含む		・コピー代は対象となりません。 ・ <u>競輪・オートレースの補助事業であることが示されているものに限り対象です。</u>	印刷費	報告書、ポスター、パンフレット、チラシ、冊子、資料、定期的刊行物事業を実施する上で直接必要な印刷物を対象とし、印刷、製本、デザイン料を含む		印刷物を作成する場合、事業完了時にはPDFデータを提出してください。 ( <u>発送費・コピー代は対象となりません。</u> ) (新設)				
消耗品費	事業に直接必要な備品の購入経費		(削除)	消耗品費	(新設)		事業に直接必要な備品に係る経費。 (IDカード、材料費等を含む。)				

平成27年度(案)

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工の <b>ための</b> 経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備、ドーピング検査等、 <b>競技運営に直接必要な経費</b>		<b>食費については対象となりません。</b>
	(削除)	(削除)		
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

※ 「東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業」については、上記表にある「経費の種類(節)」のうち「旅費」、「航空賃」、「謝金」、「車両借上料」、「運送料」、「通送料」のみ対象となります。

平成26年度

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	委託事業費	アンケート調査の集計(請負契約)、アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する場合の経費		当該事業に必要不可欠で、委託することの説明を十分にできるものに限り対象とします。
	委託調査費	調査事業を外部に委託する場合の経費	事業項目毎の補助対象経費総額の50%未満	
	映像制作費	映画、ビデオ・DVD制作、字幕翻訳、画像加工の経費		
	事業普及費	・映画、テレビ、ラジオの番組制作・提供 ・新聞、雑誌におけるイベントの開催告知		
	競技運営費	自転車・モーターサイクル競技大会における、警備費、ドーピング検査費、 <b>食費(公認競技の出場選手と競技に直接従事する者を対象とする。)</b>		(新設)
	運搬費	重量物(自転車、楽器、スポーツ用具、絵画)の運送料		
	給付金	人命救助に係わる殉難者の家族に対する育英資金、弔慰金		
	保険料	会費を徴収しない競技のみを対象		

※ 次の経費は対象となりません。

- 事業者の国内・海外事務所の借室料及び海外事務所経費
- 事業者が調査研究を行うに当たり、事業の中心となる調査研究そのものは外部に委託し、事業者は実質的に委託先の審査のみを行っている場合の委託調査費
- 同一日、同一人の「日当」、「委員手当」、「謝金」、「研究員手当」、「臨時備役費」の重複

(新設)

## 2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。
- ・事業経費基準は、「1. 公益・社会福祉の増進」に準じます。(ただし、「研究員手当」、「消耗品費」、「委託調査費」、「競技運営費」、「給付金」を除く。)
- ・以下の経費も対象となります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

## Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上30,000千円以下であり、難病及び希少難病の研究に必要不可欠な機器に限ります。

## Ⅳ. 検診車の整備

	種類	基準単価(千円)	備考
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線デジタル検診車	40,950	
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	婦人検診車	23,100	
	循環器検診車	16,800	

## Ⅴ. 福祉車両の整備

## (1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載)
- ② 訪問入浴車以外は社会福祉施設利用者の無償の輸送のために使用する車両(介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。)
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

## (2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、盗難防止装置及びJK A指定の補助標識<sup>(注1)</sup>の表示に係わる経費<sup>(注2)</sup>

(注1) 補助車両にはJK Aが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象外とします。

## 2. 新世紀未来創造プロジェクト

- ・対象となる経費は、上表(1. 公益・社会福祉の増進)を参考にしてください。ただし、研究員手当、委託調査費、競技運営費、給付金を除きます。また、上表中の消耗品費は下表の消耗什器備品費と読み替えます。
- ・上記に加え、新世紀未来創造プロジェクト固有の経費については、下表のとおりです。
- ・補助事業の実施に必要不可欠な経費に限ります。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	備考
事業費	消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品の購入費	
	保険料	事業の実施期間中、児童・生徒の生命、身体の安全を守るための経費	

## Ⅲ. 医療機器の整備

3,000千円以上30,000千円以下であり、難病\_\_\_\_\_の研究に必要不可欠な機器に限ります。

## Ⅳ. 検診車の整備

	種類	基準単価(千円)	備考
検診車	胃胸部併用X線デジタル検診車	44,100	生活習慣病又は職業病の検診を目的とするものであること
	胃部X線デジタル検診車	40,950	
	胸部X線デジタル検診車(高圧)	21,000	乳房用X線撮影装置を搭載したものであること
	婦人検診車	23,100	
	循環器検診車	16,800	

## Ⅴ. 福祉車両の整備

## (1) 対象となる車両

- ① 道路交通法で「普通自動車」に分類される購入新車車両(自動車検査証に『自家用』と記載)
- ② 訪問入浴車以外は\_\_\_\_\_施設利用者の無償の輸送のために使用する車両(介護保険法に基づいた有償サービスのための車両は除く。)
- ③ 移送車1、2、3は、法定の社会福祉施設を有する法人

## (2) 対象となる経費

車両本体価格、特別装備、\_\_\_\_\_及びJK A指定の補助標識<sup>(注1)</sup>の表示に係わる経費<sup>(注2)</sup>

(注1) 補助車両にはJK Aが指定した「補助標識」を必ず表示していただきます。

(注2) 自動車登録諸経費(自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係わる消費税等)は対象外とします。

平成27年度(案)					平成26年度				
種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)	種類	特別装備	概要	排気量クラス(cc)	基準単価(千円)
訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900	訪問入浴車	入浴サービス設備	訪問先で入浴サービスを行うため、特別装備として「入浴サービス設備」を有する車両	660以下(軽)	3,900
			661~2000	4,200				661~2000	4,200
移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200	移送車1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400				661~1500	1,400
			1501~2000	2,000				1501~2000	2,000
			2001~3000	2,700				2001~3000	2,700
移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500	移送車2	車いす仕様(スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800				661~1500	1,800
			1501~2000	2,500				1501~2000	2,500
			2001~3000	3,300				2001~3000	3,300
移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500	移送車3	車いす仕様(リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,600				661~1500	1,600
			1501~2000	2,300				1501~2000	2,300
			2001~3000	3,000				2001~3000	3,000
移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両 <u>(ワゴンタイプに限る)</u>		1400~2000	1,700	移送車4	送迎用の乗用車で、乗車定員7人以上、10人以下の車両		1400~2000	1,700
			2001~3000	2,300				2001~3000	2,300

## VI. 福祉機器の整備

### (1) 対象となる機器

法人の所有する施設の利用者が必要とするリハビリ機器、特殊浴槽、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器

- ① リハビリ機器、特殊浴槽、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ② 介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

### (2) 対象となる経費

機器及び建屋内設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

## VI. 福祉機器の整備

### (1) 対象となる機器

- ① 当該施設の利用者が必要とするリハビリ機器、                    、介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)、授産機器
- ② リハビリ機器、                    、授産機器は当該事業に必要不可欠で、1,000千円以上10,000千円以下であること
- ③ 介護機器(介護リフト、座面昇降機能付車いす、モジュール型車いす等)は当該事業に必要不可欠で、合計1,000千円以上2,000千円以下であること

### (2) 対象となる経費

- ① 当該法人の施設に整備する機器
- ② 建屋内当該設置場所までの搬送・据付、現地試運転調整等に係わる費用

**Ⅶ. 東日本大震災復興支援事業**

・震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とします。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	・運賃 ・国内航空賃(普通席) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代・特別車両料金は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブ又は現地の木材等を活用した施設)		(削除)  ・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業に直接必要な物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	(削除) 専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護師、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・被災地及び被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時備役費	アルバイトの日当	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	・交通費を含む額。 ・当該法人の役職員、派遣社員については対象となりません。
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所の光熱水費は対象となりません。
	・車両借上料 ・機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料		事業に直接必要な発送経費(郵送料を含む)		重量物の運送費も含む。
印刷費		報告書、研修会用ハンドブック等		現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(コピー代は対象となりません。)

**Ⅶ. 地域振興(東日本大震災復興支援補助)**

・震災復興支援活動に直接必要となる以下の経費を対象とする。

経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
旅費	旅費	・運賃 ・国内航空賃( ) ・ガソリン代 ・高速道路料金		・運賃は算出基礎が証明できるもののみ対象です。 ・タクシー代は対象となりません。
		宿泊料	8,000円/泊	
物件費	建築費	応急仮設拠点施設の建築(プレハブまたは現地の木材等を活用した施設)		・被災地での復興活動を目的とした応急仮設拠点施設(プレハブまたは現地の木材等を活用した施設)であること。 ・建物の機能に必要な不可欠な費用を含みます。 ・事業実施前後の撤去費用は含みません。
	物品購入費	事業を実施する上で必要とされる物品の購入費		1点5万円以上の機器、備品及び資材
事業費	A. 専門業務謝金	管理者 専門家(コーディネータ、カウンセラー、看護師、介助、通訳、経営コンサルティング等)	12,000円/日 6,000円/半日(4時間まで)	・コーディネータ(現地での管理・調整)、カウンセラー等の専門家を依頼した場合。 ・当該法人の役職員、派遣社員は対象となりません。
	B. 事務局スタッフ人件費		9,000円/日 4,500円/半日(4時間まで)	・被災地および被災者受入地域での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費を対象とします。 ・補助金総額の50%以内であること。
	C. 臨時備役費	スタッフ	6,000円/日 3,000円/半日(4時間まで)	交通費を含む額。 (新設)
上記A+B+Cの合計額が補助金総額の70%以内であること。				
借上料	事務所・会議室借上料			事務所及び会議室の借上げ経費。 (事務所の光熱水費は対象となりません。)
	・車両借上料 ・機材・備品借上料			・車両及び通信機器、テント等事業に直接必要な物のレンタル経費。 ・バス等のチャーター代 ・借上車両のガソリン代、高速道路料金、一時的な駐車場代
運送料		物資輸送代 郵送料		復興活動に必要な物資等の運送料。
印刷費		報告書、研修会用ハンドブック等		現地での活動報告書作成経費。復興活動に関する研修会用ハンドブック作成経費。(発送費・コピー代は対象となりません。)



平成27年度(案)					平成26年度				
経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考	経費区分(費目)	経費の種類(節)	対象経費	基準単価(上限)	備考
事業費	保険料		720円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。	事業費	保険料		720円/(人・年間)	復興活動する人を対象とした保険料。
	消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。(作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)		消耗什器備品費			復興活動に直接必要な備品に係る経費。(IDカード・作業着等衣料品・生活用品、事務用品、材料費等を含む。)
	委託事業費	アンケート調査、データ集計、ホームページ作成、イベントの運営等を外部に委託する経費		補助金総額の50%以内とする。		委託事業費	イベントの開催、報告会の開催、アンケート調査の実施等を外部に委託する場合の経費		
※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。					※ 上記経費の支払・請求にあたっては、証憑を確認する際に、所定の様式に従った記載書類の提出が必要となります。				
<b>VIII. 非常災害の援護</b>					<b>VIII. 非常災害の援護</b>				
(1) 対象となる法人					(1) 対象となる法人				
① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人					① 定款に定める目的達成のために、非常災害時の救援物資の購入、管理、輸送、供与又は貸与を行う法人であって、本財団が定めた法人				
② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人					② 定款に定める目的達成のために、非常災害時の災害救助、救援及び復旧、復興活動を行う法人であって、本財団が定めた法人				
(2) 対象となる事業					(2) 対象となる事業				
法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業					法人が主体的に取組み、被災者・被災地域への援護・復旧・復興に直接寄与する事業				
<b>IX. 緊急的な対応を必要とする事業への支援</b>					<b>IX. 緊急事業への支援</b>				
(1) 対象となる法人					「対象となる法人」「対象となる事業」は、上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準				
(2) 対象となる事業					ずること。				
上記「公益の増進」、「社会福祉の増進」に準ずる。									

平成27年度（案）	平成26年度
<p><b>別添5</b> <span style="float: right;">機械 公益</span></p> <p>平成27年度補助方針に定める「<b>緊急的な対応を必要とする事業への支援</b>」審査要項</p> <p>1. <b>選定基準</b></p> <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成27年度の補助方針に定める「<b>緊急的な対応を必要とする事業への支援</b>」とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、「<b>緊急的な対応を必要とする事業への支援</b>」とは早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。</p> <p>(2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。</p> <p>(3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。</p> <p>(4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。</p> <p>(5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. <b>事業期間</b></p> <p>平成28年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. <b>応募要件</b></p> <p>(1) <b>要望書類</b></p> <p>① 補助金交付要望書（<b>社会的情勢の変化に対応する必要がある、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られない理由書を添付のこと</b>）</p> <p>② 事前計画・自己評価書</p> <p>③ 補助事業の概要</p> <p>④ 事業者の概要</p> <p>⑤ 事業経費比較表</p> <p>⑥ その他</p> <p>(2) <b>要望書の提出等</b></p> <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成27年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. <b>その他</b></p> <p>申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. <b>適用</b></p> <p>平成27年4月1日から適用する。</p>	<p>(参考)</p> <p>平成26年度補助方針に定める「<b>緊急事業への支援</b>」審査要項</p> <p>1. <b>緊急案件の選定の基準</b></p> <p>公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）が行う平成26年度の補助方針に定める「<b>緊急事業への支援</b>」（以下「<b>緊急案件</b>」という。）とは、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、通常の要望スケジュールでは対応できない事業であり、その結果、事業の実施又は効果等を逸してしまうおそれがある事業を対象としている。</p> <p>なお、<b>緊急案件</b>は早期に実施する必要がある、かつ次に掲げる5要件に合致する補助事業であるものとする。</p> <p>(1) 迅速に対応することが必要な事業であること。</p> <p>(2) 機動的に予算措置を講じることによって、早期に事業実施することができる。</p> <p>(3) 当該事業を行う具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体である。</p> <p>(4) 毎年恒例的に実施されている事業ではないこと。</p> <p>(5) 過去において否採択とされた事業でないこと。</p> <p>2. <b>事業期間</b></p> <p>平成27年3月31日までに完了すること。</p> <p>3. <b>応募要件</b></p> <p>(1) <b>要望書類</b></p> <p>① 補助金交付要望書（<b>緊急性の理由書を添付のこと</b>）</p> <p>② 事前計画・自己評価書</p> <p>③ 補助事業の概要</p> <p>④ 事業者の概要</p> <p>⑤ 事業経費比較表</p> <p>⑥ その他</p> <p>(2) <b>要望書の提出等</b></p> <p>要望書の提出にあたっては、本財団は当該要望に係る書類の審査を行うため、速やかにヒアリング等を実施する。なお、要望書の申請は平成26年4月1日以降随時受付とする。</p> <p>4. <b>その他</b></p> <p>申請その他の事項については補助方針による。</p> <p>5. <b>適用</b></p> <p>平成26年4月1日から適用する。</p>

平成 26 年 7 月 23 日

## 平成27年度補助事業の補助方針の見直しについて【案】

### 《補助メニューの改善事項》

#### (機械関連)

##### (1) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》について

- ①これまで『振興事業補助(一般事業)』で取組んできた《医療・福祉機器の開発》については、開発対象範囲を介護・健康分野まで含めたうえで当該分野に移すこととし、補助率を1/2から3/4にしました。
- ②《IT 技術等の高度化による生活の質の向上に資する取組み》に対して、新たにメニュー化しました。
- ③《「安全・安心」に資する取組み》については、全て補助率を3/4にしました。(これまでは、「人命事故に関わるもの」に限り3/4)

##### (2) 《自転車・モーターサイクルの技術革新》について

・補助率を2/3から3/4にしました。

##### (3) 《「安全・安心」及び「生活の質の向上」に資する技術革新》、《自転車・モーターサイクルの技術革新》、《標準化の推進》、《ものづくり支援》、《地域の中小機械工業の振興》、《省エネルギー等の環境》について

・上記見直しに伴い、上限金額を2,000万円から3,000万円に引き上げました。

##### (4) 《公設工業試験研究所等(以下「公設試」という。)における機械設備拡充事業等》について

これまで《公設試における機械設備拡充事業》について支援してきましたが、それに加えて、以下の内容を明文化、メニュー化しました。

- ①《公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業》を明文化しました。
- ②《公設試が主体的に取組む研究を通し、新たな地域ものづくりや高付加価値等につながる事業など、地元企業、大学等と連携して行う共同研究》に対して、新たにメニュー化しました。

#### (公益関連)

##### [公益の増進]

##### (5) 『自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征)に資する事業』について

・東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて新たにメニュー化し、その補助率を4/5に設定しました。

##### (6) 『文教・社会環境(重点事業)』について

・重点事業として取組む事業を『社会環境』に特化しました。

(7) 『スポーツ』について

- ・「スポーツ振興に関する調査研究」を明文化しました。

(8) 『医療・公衆衛生』について

- ・「難病に関する研究機器(医療機器)の整備」について、難病に指定されていない希少難病も対象に含めることとしました。

(9) 『文教・社会環境(一般事業)』について

- ・これまで『文教・社会環境(重点事業)』として取組んできた「親と子のふれあい交流活動」及び「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」について、当該分野にある青少年の健全育成に資する事業と関連する事業として整理しました。

(10) 『新世紀未来創造プロジェクト』について

- ・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける「社会福祉活動」に対して、新たにメニュー化しました。

〔社会福祉の増進〕

(11) 『地域共生型社会支援事業』の設定について

- ・従来から取組んできた、児童、高齢者、障害者が相補的に関わることのできる地域共生型社会づくりを促進していくため明文化しました。

(12) 『幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備』について

- ①「難病及び希少難病について正しい理解を深める活動」を新たにメニュー化しました。
- ②これまで〔公益の増進〕として取組んできた「引きこもり・不登校に対する支援活動」及び「子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動」を当該分野に移し、補助率を2/3から3/4にしました。

〔東日本大震災復興支援事業〕

- (13) これまで〔地域振興〕として取組んできた「東日本大震災復興支援事業」を引き続き支援していくためメニュー化しました。

**(機械・公益共通)**

- (14) 通年で申請ができる〔緊急事業への支援〕について、その名称を〔緊急的な対応を必要とする事業への支援〕に改めました。

以上

平成27年度補助方針検討結果(機械工業振興補助事業)

平成26年度補助対象事業	平成24年～26年度の補助方針の更新点	平成25年度における審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
機械工業振興補助事業					
振興事業補助					
重点事業					
安全・安心					
特に人命事故に関わるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特筆すべき課題なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械工業における安全・安心に資する取組みへの支援は、我が国の機械工業の発展に不可欠であり、製造業における労働災害の低減が必要とされていることから、重点事業として引き続き支援していく。</li> <li>・現行の「安全・安心」の概念に加えて、新たに「生活の質の向上に資する取組み」に関し、①健康・医療・介護・福祉と工学の連携・②IT技術を用いたニーズの高まりなど、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業について、技術革新・ものづくり及びそれらを取り巻く環境整備に資する観点から機械枠で対応できるようメニュー化するとともに補助率(2/3→3/4)を見直す。</li> <li>直接「人の命」に係わる安全・安心に資する取組みについて、より重要視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援する。「技術革新やものづくり・IT技術を用いて生活の質の向上に資する取組み」を新たに項目として追加する。</li> <li>⇒補助方針(案)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P2】</li> <li>3. 補助事業の概要</li> <li>○【新旧対照 P3】</li> <li>4. 補助事業の補助率・上限金額</li> <li>○【新旧対照 P9】</li> </ul> </li> <li>別添1 補助の対象となる事業について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 振興補助事業 1. 重点事業 (2)</li> </ul> </li> </ul>
安全・安心に資する取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特筆すべき課題なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心に資する取組みに関する事業について、「特に人命事故に関わるもの」と、それ以外のものに区分して引き続き支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	
環境にやさしい自転車・モーターサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車・モーターサイクルに関するメニューを外すべきではない。</li> <li>・ 重点事業でありながら2年連続要望なしはさみしい。振興策が必要。</li> <li>・ 「環境にやさしい自転車」という表現がわかりにくい。</li> <li>・ 機械振興に寄与する自転車・モーターサイクルに関連した技術開発にも支援を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境にやさしい自転車」という表現を改め、補助率(2/3→3/4)を見直す。</li> <li>「環境にやさしい自転車社会づくり」</li> <li>→「次世代(軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮)につながる自転車・モーターサイクルに関する事業」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JKAから具体例を出して自転車の開発を誘導してはどうか。</li> <li>・すべての研究テーマをJKAで決めることは難しいが、1つくらいはJKAから具体的な研究テーマを与える補助メニューがあっても良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援する。次世代につながる自転車・モーターサイクルに関する事業を奨励するため、表現に「技術革新」を加え、補助率を変更(2/3→3/4)する。</li> <li>⇒補助方針(案)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P2】</li> <li>3. 補助事業の概要</li> <li>○【新旧対照 P3】</li> <li>4. 補助事業の補助率・上限金額</li> <li>○【新旧対照 P9】</li> </ul> </li> <li>別添1 補助の対象となる事業について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 振興補助事業 1. 重点事業 (3)</li> </ul> </li> </ul>
国際競争力強化に資する標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業の中では標準は後回しされがちであり、ISOに関する事業は優先的に補助を行うべきである。</li> <li>・国際標準化に関わる様々なルールを若い人に教えていくこともこれから必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準の獲得は、海外市場での我が国の機械工業の競争力強化に大きな役割を果たすため、標準化策定に向けた取組みや標準化の国際交渉に対応できる人材育成に関する事業に対して引き続き支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き支援する。</li> </ul>

平成26年度補助対象事業		平成24年～26年度の補助方針の更新点	平成25年度における審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
機械工業振興補助事業 振興事業補助 重点事業 公設工業試験研究所等の設備拡充	一般事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度、上限金額を5千万円から4千万円に減額</li> <li>平成26年度、上限金額を4千万円から3千万円に減額</li> <li>平成26年度より、設備拡充事業だけでなく、産業人材育成に係る事業についても対象を拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から加えた人材育成等のソフト事業の要望が1件しかなかったのはさみしい。</li> <li>ソフトウェアの扱いについて、熟考すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公設工業試験研究所等における機器整備事業は、地域における中小機械工業の振興に重要な役割を果たしており、引き続き支援する。</li> <li>平成26年度補助方針から新たに始めた産業人材の育成等の観点による事業への支援について別掲し、要望の増加を促す。</li> <li>「公設試における地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業」を新規に設定する。</li> <li>公設工業試験研究所が地元企業等と行う地域産業創出に結び付ける試作開発などの共同研究への支援を新たに設定する。</li> <li>ソフトウェアに対する補助については、これまでも機器本体と同時に購入する場合に限り認めてきたところであるが、ソフトウェア単体の補助については、新規ソフトウェアの資産管理上の問題があり、引き続きこれを認めないこととする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公設工業試験研究所の考え方については時宜にかなっていて良い。各地の大学・企業が連携し、公設試験所を生かしていくべきだという動きがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援する。「機械設備拡充事業等」という表現を改め、地域産業の好循環につながる産業の創出・人材育成を促進するため、「産業の創出・人材育成に資する事業」を項目として追加する。</li> <li>⇒補助方針(案)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P2】</li> <li>3. 補助事業の概要</li> <li>○【新旧対照 P3】</li> <li>4. 補助事業の補助率・上限金額</li> <li>○【新旧対照 P9】</li> </ul> </li> <li>別添1 補助の対象となる事業について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 振興補助事業 1. 重点事業 (6)</li> </ul> </li> <li>公設工業試験研究所等が企業・大学等と連携し地域の産業創出につながる試作開発などの共同研究への支援を一般事業として新たに追加する。</li> <li>⇒補助方針(案)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P2】</li> <li>3. 補助事業の概要</li> <li>○【新旧対照 P3】</li> <li>4. 補助事業の補助率・上限金額</li> <li>○【新旧対照 P10】</li> </ul> </li> <li>別添1 補助の対象となる事業について                             <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 振興補助事業 2. 一般事業 (4)</li> </ul> </li> </ul>
	ものづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	(特筆すべき課題なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ものづくり支援に資する、先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上、新規事業の創出等に係る事業について引き続き支援する。</li> </ul>	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援する。</li> </ul>
	地域の中堅・中小企業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> </ul>	(特筆すべき課題なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業基盤の強化や新規事業の展開等に係る事業について引き続き支援する。</li> </ul>	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援する。</li> </ul>
	環境、医療・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>上限金額を平成25年度から2千万円に設定</li> <li>平成26年度から「環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化」を明文化</li> <li>平成26年度から「医療・介護分野」→「医療・福祉分野」に表現を改め、支援対象範囲を拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の長寿命化への取組みは大変よいことである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Rへの取組み、省エネルギーの推進、新エネルギーの開発、環境問題の解決に資する機械・製品の長寿命化、医療・福祉機器の開発等のうち、医療・福祉機器の開発については、従来の対象に加え健康機器の開発への支援や、福祉・介護分野が直面する課題(介護する側の負担軽減、介護される側の自立支援)の解決を重点事業として行うため、安全・安心に資する取組み(重点事業)に移行する。</li> <li>「機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興」→「機械工業における省エネルギーなど環境分野の振興」</li> </ul>	(特に意見なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械工業における環境分野の振興のため、引き続き支援する。なお、機械工業における医療・福祉分野等の振興については、重点項目とするため、一般事業から削除する。</li> <li>⇒補助方針(案)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P2】</li> <li>別添1 補助の対象となる事業について</li> <li>○【新旧対照 P3】</li> <li>4. 補助事業の補助率・上限金額</li> <li>○【新旧対照 P10】</li> </ul> </li> <li>I. 振興補助事業 1. 一般事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 機械工業における省エネルギーなど環境分野の振興 ⑤</li> </ul> </li> </ul>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1 回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
研究補助  個別研究  若手研究  緊急事業への支援	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度から、科研費の応募時期を勘案して、要望受付時期を変更した(11月)</li> <li>平成26年度から、複数年(2年)の研究申請を認めることとした</li> </ul> <p>【若手研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度、年齢上限を40歳から45歳に引き上げ。</li> <li>女性研究者へ積極的に支援することを明記</li> <li>平成26年度、「若手研究者」の定義を変更(年齢制限を撤廃し、研究従事年数が概ね15年以内とした)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価未提出の事業に対して今後何らかのペナルティを与えたほうがよいのではないかと。</li> <li>すそ野を広げるためにはもっと若手に来てほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」(個別研究)及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」(若手研究)について、引き続き支援する。</li> <li>研究事業は流動的な要素が大きいため、研究の進捗上やむを得ない理由、合理的な変更理由がある場合のみ計画変更等の弾力運用を行う。</li> </ul>	<p>(特に意見なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イメージが分かりづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が活用しやすくなるよう、実態に合わせる表現に修正する。</li> <li>「緊急事業への支援」→「特別支援事業」</li> <li>「上記Ⅰに該当する事業のうち、原則、災害に起因する機械工業の「安全・安心」等に資する事業、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します。」</li> <li>→「上記Ⅰに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、事業効果が得られないなど、特別な支援を必要とする事業を支援します。」</li> </ul>	<p>(特に意見なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別支援事業」に改め、引き続き実施する。</li> <li>⇒補助方針(案)</li> <li>○【新旧対照 P10】</li> <li>別添2 補助の対象となる事業について</li> <li>Ⅲ. 特別支援事業</li> </ul>

平成27年度補助方針検討結果(公益事業振興補助事業)

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p>公益事業振興補助事業</p> <p>公益の増進</p> <p>重点事業</p> <p>自転車・モーターサイクル</p> <p>重点事業</p> <p>文教・社会環境</p> <p>国際交流</p>	<p>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</p> <p>・自転車競技施設の建築の上限金額は2億円からH25年度は1億5千万円に減額</p> <p>・社会問題化している自転車を取り巻く様々な弊害に対して取り組む事業を重点化を図るうえで明記</p> <p>・事業費の上限金額をH25年度から5千万円に設定</p> <p>・施設の建築の上限金額を2億円からH25年度は1億5千万円に減額</p> <p>・「引きこもり・不登校、犯罪被害者に対する支援活動」の表記を →H25年度に「引きこもり・不登校に対する支援活動」と「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」「地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</p> <p>・対象を「子ども」から →H26年度に「子どもなどの弱者」に拡大するとともに、「事故や犯罪」に加えて「いじめ、暴力」を明文化</p> <p>・「地域社会の安全・安心に資する活動」の表記を →H26年度に「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり、地域社会の安全・安心に資する活動」に変更</p> <p>・平成24年度については、「国際交流の推進活動」のみの表現であったが、 →平成25年度に「文化・経済・観光など多方面における国際交流の推進及び国際的な舞台で活躍できる人材の育成」と明示し、 →さらに平成26年度については、「経済・文化・観光」を「学術・芸術・文化」に改め、経済関連の分野については、機械工業振興補助事業に移行</p>	<p>・オリンピック種目である自転車競技の振興は、競輪振興法人として取り組むべきテーマである</p> <p>・補助事業の中の自転車の位置づけを明確にすべき</p> <p>・自転車に関わる事業は、その性質上、競輪事業との関係性が深く、また事業数も非常に多い。各事業が重要であることは承知しているものの、事業者側においても必要性を考慮したうえで順位づけを明確にすべき</p> <p>・高校生の自転車競技は重要である。</p> <p>・犯罪被害者に対する支援については、良い取り組みであるが、件数も2件と少ないことから、表現方法に工夫などが必要なのではないか。</p>	<p>平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)</p> <p>・自転車競技・モーターサイクル競技の振興は、競輪振興法人・オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野である。</p> <p>・2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、自転車競技(特にケイリン種目)の競技力向上に配慮する。(強化試合や海外遠征の旅費等)</p> <p>・現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、これを「社会環境」に特化し、更に重点事業の例示①～⑦を他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心に資する活動を中心に再設定し、重点的支援する。 →「安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動を支援します。」</p> <p>「防犯・防災を進める新たなネットワークづくり」 「安全・安心な地域社会づくり」 「警察・消防活動に協力中の事故被害者に対する支援活動」 「更生保護施設の建築」</p> <p>・国際化が進む日本の未来と国際社会への貢献に向け、グローバル化に対応するため、言葉や国を超えた活動や、人材育成を通じた国際交流活動に対して引き続き支援する。</p>	<p>平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評価委員会における主な意見</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>(特に意見なし)</p> <p>(特に意見なし)</p>	<p>平成27年度補助方針への反映</p> <p>・引き続き重点項目として支援する。中でも2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、自転車競技の競技力向上(強化指定選手遠征等)に配慮する。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <p>○【新旧対照 P3】 4. 補助事業の補助率・上限金額</p> <p>○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (1) 自転車・モーターサイクル ①</p> <p>・「社会環境」に特化し、引き続き重点項目として支援する。例示について他の補助メニューとの整合を図り、安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動とする。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <p>○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 1. 重点事業 (2) 社会環境 ①～③</p> <p>・引き続き重点項目として支援する。</p>



平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公益事業振興補助事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公益の増進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">スポーツ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">医療・公衆衛生</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">文教・社会環境</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一般事業</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新世紀未来創造プロジェクト</p>	<p>・平成24年度に「体育」から「体育・スポーツ」に表記を変更</p> <p>・平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」の基本理念に対応すべく、平成25年度に補助方針に反映（「国際相互理解の増進、地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業」を追加）</p>	<p>・特に、「国内スポーツ競技力向上のための事業」については、他の「全国的なスポーツ大会の開催」「国際相互理解の増進」「地域の相互連携」「地域間の交流等に資する事業」などの一般スポーツ事業と明確な区別をして申請させるべき。</p>	<p>・スポーツ競技力の向上はもとより、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等を目的としたスポーツ基本法の基本理念を踏まえた事業に対し、引き続き支援するとともに、従前は混在並列で表記していたものを目的別にメニューを再設定する。</p> <p>①国内スポーツ競技力向上等のための事業 ②全国的なスポーツ大会の開催 ③国際相互理解の増進に資する事業 ④地域の相互連携及び地域間の交流等に資する事業</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえた事業に引き続き一般事業として支援するとともに、目的別にメニューを再設定する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P11】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (1)スポーツ ①～④</p>
	<p>・平成25年度に「希少難病に関する啓発活動」を追加し、 →平成26年度に「希少難病に関する啓発活動」を社会福祉の増進へ移行</p>	<p>・国が指定する難病の外にある「希少難病」への支援は重要である。</p>	<p>・難病に関する研究機器の適合性については、従来の「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。</p> <p>・上記修正に伴い、設定主旨も「難病に関する医療機器」から「難病及び希少難病に関する研究のための医療機器」に改める。</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・難病に関する研究機器の適合性について、難病に指定されていない希少難病も対象に含め、引き続き一般事業として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (2)医療・公衆衛生 ②</p>
	<p>・平成24年度に自転車活用によって「交通安全を促進する活動」から「地域振興、交通マナー啓発等の活動」に表記を変更</p>	<p>・更生保護に関しては施設の建築だけでなく、就労や高齢化対策等、福祉的な取組みに支援していくことも考えてはどうか。</p>	<p>・重点事業として取り組んできた①～⑦の事業のうち、以下の事業は一般事業に変更とする。 →「・・・青少年の健全育成に資する事業並びに更生保護に資する事業、消費者の安全・安心な社会づくりに資する活動・・・」 ①「親子のふれあい交流活動」 ②「地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動」</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・従来の事業を引き続き一般事業として支援するとともに、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動(親子のふれあい交流活動、地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動)について、当該分野に移行し、一般事業として支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 2. 一般事業 (3)文教・社会環境 ①、②</p>
	<p>・平成24年度に小学生の対象学年を拡大(5・6年⇒全学年)</p>	<p>・非常に良いプロジェクトであるので、広く周知してほしい。</p> <p>・従来型の分野別の補助ではなく、地域づくりと結びつけた整合整備を進める試みに補助をだす規模の小さいメニューはつくりえないか。</p>	<p>・より多くの要望を喚起するため、以下のとおり具体的な内容の表現に改める。</p> <p>「個性豊かな、次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」 →「地域の『ひと・もの・こと』を生かした活動や自己表現力を高め、自立心を養う活動など、個性豊かな次代を担う青少年の育成に資する活動を支援します。」</p> <p>・子どもが参加・体験等を通じ、地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。</p>	<p>(特に意見なし)</p>	<p>・従来の活動に加え、児童・生徒が参加・体験を通じ地域共生型社会の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。</p> <p>⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P12】 別添2 補助の対象となる事業について I. 公益の増進 3. 新世紀未来創造プロジェクト (3)子どもが～社会福祉活動</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
<p>社会福祉の増進</p> <p>児童</p> <p>高齢者</p> <p>障害者</p>	<p>・虐待から子どもを守る施設の建築の上限金額は2億円から平成24年度は1億円に減額 →平成25年度は8千万円に減額</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p> <p>・平成24年度「障害を持つ人」から「障害のある人」に表記を変更</p> <p>・事業費の上限金額を平成25年度から5千万円に設定</p>	<p>【共通】</p> <p>・従来型の補助ではなく、地域づくりと結びつけた支援を必要とする人へ、工夫してメッセージを出していくべき。</p> <p>・児童、高齢者、障害者と分かれての記載となっているが、共生社会を目指す活動への支援という視点についての記述が、うまく反映されていない。</p>	<p>・従来の補助対象分野である「児童」「高齢者」「障害者」の3分野については、補助事業の区分として分けて行ってきたが、これからの地域社会が抱える「支える人・支えられる人」が互いに助けあえる社会を目指す活動に柔軟に対応できる3分野の複合領域を新たに設定する。</p> <p>(JKA補助事業には無い、地域社会共生活動事例)</p> <p>・高齢者施設に子どもとの交流室を併設する</p> <p>・障害者施設に高齢者が同居する</p> <p>【共通】</p> <p>・児童、高齢者、障害者を地域の中で結びつけ共生できる社会の実現を目指す活動に着目して引続き支援する。</p> <p>①児童 ・「地域における支援」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>②高齢者 ・「地域包括ケア」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>③障害者 ・「地域での共生」の概念を加え、引続き支援する。</p> <p>④上記①～③の複合領域による地域社会支援</p>	<p>【共通】</p> <p>・児童、高齢者及び障害者を跨ぐ事業については重要であるが表現については見直したほうが良い。</p> <p>・児童、高齢者、障害者の複合領域における地域社会支援ということでスポーツをツールとして実際に行っているNPOなどがある。</p> <p>【高齢者】</p> <p>・地域包括ケアで補助の対象とする事業は介護保険関係以外の部分に限定すべき。</p>	<p>・従来の事業を引続き支援するとともに、「児童」「高齢者」「障害者」が共に暮らす社会づくりを支援するため、新たに項目を設定する。</p> <p>⇒補助方針(案)</p> <p>○【新旧対照 P14】</p> <p>別添2 補助の対象となる事業について</p> <p>Ⅱ. 社会福祉の増進</p> <p>4. 児童、高齢者及び障害者～支援</p>

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
公益事業振興補助事業 社会福祉の増進 「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」	福祉車両の整備	(特筆すべき課題なし)	・福祉車両は、高齢者や障害者等の地域での活動に重要な役割を果たしており、配備については事業規模、活動状況等を考慮し、引き続き支援する。	(特に意見なし)	・引き続き支援する。
	福祉機器の整備	(特筆すべき課題なし)	・特殊浴槽、介護機器、授産機器などの福祉機器は、高齢者や障害者の生活の質の向上や社会参加に重要な役割を果たしており、引き続き支援する。	(特に意見なし)	・引き続き支援する。
	福祉施設の補修	(特筆すべき課題なし)	・JKA補助事業で建築した施設の永続的な活用を促し、利用者の安全・安心に配慮しつつ、引き続き支援する。	(特に意見なし)	・引き続き支援する。
	その他福祉活動事業	(特筆すべき課題なし)	・重点の文教・社会環境分野で支援していた以下の活動は、「社会福祉の増進」に移行して補助率の見直しを行う。 (7)引きこもり・不登校に対する支援活動 (8)子どもなどの弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動	(特に意見なし)	・従来の活動について引き続き支援するとともに、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動(引きこもり・不登校に対する支援、弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動)について、当該分野に移行し、支援する。  ⇒補助方針(案) ○【新旧対照 P14】 別添2 補助の対象となる事業について II. 社会福祉の増進 5. 幸せに暮らせる～車両・機器等の整備 (5)、(6)
	福祉車両の整備	(特筆すべき課題なし)	・福祉車両は、高齢者や障害者等の地域での活動に重要な役割を果たしており、配備については事業規模、活動状況等を考慮し、引き続き支援する。	(特に意見なし)	・引き続き支援する。

平成26年度 補助対象事業	平成24年～26年度の 補助方針の更新点	平成25年度における 審査・評価委員からの主な意見	平成27年度補助方針策定にあたっての留意事項(案)	平成26年度第1回評価作業部会及び平成26年度第1回審査・評 価委員会における主な意見	平成27年度補助方針への反映
地域振興(東日本大震災 復興支援補助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に対象を追加「大学に所属する研究者(大学生・大学院生は除く)」</li> <li>要望から内定までの期間を短縮するため、平成25年度事業については平成24年11月19日～12月7日に要望受付期間を変更 →平成26年度は平成25年8月19日～10月4日に変更</li> <li>平成25年度にネットワークづくり、高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援活動、後世への伝承、普及・啓発、実態調査、現在・将来にわたるニーズ調査活動、被災者の自立支援、就業支援を目的とした活動を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もう少し継続的に支援することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など、様々なニーズに対応し、震災後3年が経過したが、引き続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化し、特化する。 →「地域振興」の文言を外す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化し、引き続き支援する。</li> <li>⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P14】</li> <li>別添2 補助の対象となる事業について</li> <li>Ⅲ. 東日本大震災復興支援補助</li> </ul> </li> </ul>
非常災害の援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に補助の対象者を拡大(財団法人・社団法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・更生保護会・商工会及び商工会議所)を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特筆すべき課題なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害に備え、引き続き援護・支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援する。</li> </ul>
緊急事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から新設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イメージが分かりづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する側にとって分かりやすくなるよう表現を改め、引き続き実施する。</li> <li>「緊急事業への支援」 →「特別支援事業」</li> <li>「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であり、社会的情勢の変化などに取組む事業であって、緊急に着手する必要があると認める事業を支援します。」 →「上記Ⅰ、Ⅱに該当する事業であって、社会的情勢の変化に対応する必要があり、かつ実施時期に対応しなければ事業効果が得られないなど、特別な支援を必要とする事業。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(特に意見なし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特別支援事業」に改め、引き続き実施する。</li> <li>⇒補助方針(案) <ul style="list-style-type: none"> <li>○【新旧対照 P15】</li> <li>別添2 補助の対象となる事業について</li> <li>V. 特別支援事業</li> </ul> </li> </ul>

本資料は平成 26 年度第 1 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会（平成 26 年 5 月 30 日）及び平成 26 年度第 1 回機械振興補助事業審査・評価委員会（平成 26 年 6 月 12 日）において承認済

下線は委員会後に修正した箇所を示す。

## 平成 27 年度補助事業の考え方について

JKA は、平成 26 年 4 月 1 日、全国 43 競輪場での公正かつ安全な開催運營業務を担う競輪競技実施部門〔旧（公財）日本自転車競技会〕、各競輪場と専用場外をつなぐ競輪情報システム部門〔旧（公財）車両情報センター〕と統合し、競輪・オートレースの中核団体として改めてスタートいたしました。

JKA は、競輪・オートレースの売上の一部により、機械工業振興補助事業、公益事業振興補助事業を通じて、行政・民間（個人）だけでは解決することのできない社会的課題に対し支援することで、競輪・オートレースの収益を広く還元し、社会貢献を果たしてきました。

JKA の補助事業は、限られた財源の下、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果を踏まえ、対象事業の見直し・改善を図るとともに、変化する時代の新たな課題や要請についても検討を重ねていくことが必要とされています。

抜本改正後 4 回目を迎える平成 27 年度補助方針の策定にあたって、PDCA サイクルによる評価（平成 23 年度・平成 24 年度補助事業まで終了）及び、これまでの委員会審議・審査コメント等が出された意見や補助ニーズの変化に配慮し、以下の内容を中心に補助事業を実施します。

### I. 平成 27 年度補助事業全般について

#### 1. 機械・公益共通

- (1) 広範囲である現在の補助メニューについては、安定的な補助事業とするため原則踏襲します。
- (2) 健康・医療・介護・福祉と工学の連携等、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業や研究活動に関する申請内容や問合せが増えていることなどから、機械枠・公益枠の類似補助メニューについて、補助率の見直しを含めた再整理を行い、より多くの申請に対応できるように改めます。
- (3) 安全・安心な社会・地域づくり、仕組みづくりに関する事業並びに安全・安心を社会にもたらす機械技術に関する事業を重点的に支援します。
- (4) グローバル化に対応するための人材育成につながる事業に引き続き注目して支援します。

#### 2. 補助メニューの一部見直し

補助事業の成果・効果を高めるため、分野別補助メニューの一部見直しを図ります。

なお、主な内容は以下の通りです。

#### (1) 機械関係

- ・ 現行の「安全・安心」の概念に加えて、新たに「生活の質の向上に資する取組み」に関し、①健康・医療・介護・福祉と工学の連携・②IT技術を用いたニーズの高まりなど、機械枠・公益枠の双方の領域にまたがる事業について、技術革新・ものづくり及びそれらを取り巻く環境整備に資する観点から機械枠で明確に取り扱うこととします。
- ・ 次世代（軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮）につながる自転車・モーターサイクルに関する事業を奨励します。
- ・ 公設工業試験研究所が企業、大学等と連携し地域産業創出につながる試作開発などの共同研究を新たに支援します。

#### (2) 公益関係

- ・ 地域の中で共生できる社会の実現を目指す事業を支援します。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を踏まえ、自転車競技の競技力向上につながる事業を支援します。
- ・ 「新世紀未来創造プロジェクト」については、対象事業を拡大することで更なる活用を図ります。

### 3. 補助事業審査関係（機械・公益共通）

継続事業（複数年事業を含む）については、前年同様、過年度の成果を踏まえて審査を行います。特に申請書類の記述内容を解り易いものに改め、審査時における当該事業の実績や問題点の改善状況などを平易に把握できるよう改善します。

なお、JK A補助事業の向上を図るために、事業者に対してPDCAサイクルへの理解及び自己評価制度の主旨について引続き理解と協力を促していきます。

## II. 平成27年度補助事業の分野別留意点について

### 1. 機械工業振興補助事業

#### (1) 振興事業補助

##### ① 安全・安心に資する取組みのうち、特に人命事故に関わるもの（重点事業）

現在「安全・安心に資する取組み」は、「特に人命事故に関わるもの」は補助率が3/4であり、それ以外のは2/3と区分している。健康・医療・介護・福祉の領域も今後重要になることから、この分野に加える。

##### ② 安全・安心に資する取組み（重点事業）

上記①以外の「安全・安心に資する取組み」も補助率（2/3→3/4）を見直す。

##### ③ 環境にやさしい自転車・モーターサイクル（重点事業）

「環境にやさしい自転車・モーターサイクル」という表現が申請する側にとって分かりづらいことから、これを分かりやすい表現「次世代（軽量化・安全性向上の技術革新及び社会環境への配慮）につながる自転車・モーターサイクルに関する事

業」に改めるとともに補助率（2/3→3/4）を見直す。

④ 国際競争力強化に資する標準化（重点事業）

標準化策定に向けた取組みや標準化の国際交渉に対応できる人材育成に関する事業に対して引続き支援する。

⑤ 公設工業試験研究所等

ア．公設工業試験研究所等における機器整備事業は、地域における中小機械工業の振興に重要な役割を果たしており、重点事業として引続き支援する。

イ．平成 26 年度より上記ア．以外に人材育成型事業も対象となるように「公設工業試験研究所等における機械設備拡充事業等<sup>※</sup>」という表現としたが、申請する側にとって分かりづらいことから上記ア．機械設備拡充事業とは別掲し、これを分かりやすい表現「公設工業試験研究所等における<sup>※</sup>地域の特性を活かし、好循環につながる産業の創出・人材育成に資する事業」として、重点事業としてメニュー化する。

ウ．公設工業試験研究所が企業、大学等と連携し地域産業創出につながる試作開発などの共同研究を新たに一般事業としてメニュー化する。

⑥ ものづくり支援（一般事業）

ものづくり支援に資する、先端技術の開発、知的財産の創出、付加価値の向上、新規事業の創出等に係る事業について引続き支援する。

⑦ 地域の中堅・中小機械工業の振興（一般事業）

地域の中堅・中小機械工業の振興に資する事業基盤の強化や新規事業の展開等に係る事業について引続き支援する。

⑧ 機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興（一般事業）

現行は（3）「機械工業における環境、医療・福祉分野等の振興」で、①3R②省エネ③新エネ④長寿命化⑤医療・福祉機器の開発、を包含しているが、⑤医療・福祉機器の開発を重点事業に移行する。

・分割することに伴い、現行（3）を「機械工業における環境の振興」に改め、ニーズ<sup>※</sup>が高まっている健康と介護を包含したメニューとして、「機械工業における健康・医療・介護・福祉分野の振興」を新たに重点事業としてメニュー化する。

※医療・福祉分野等の振興に係る要望については、医療・福祉のみならず、国民の健康の維持・増進を支えるための機器開発への支援や、福祉・介護分野が直面する課題（介護する側の負担軽減、介護される側の自立支援）の解決を図るため、医療・福祉分野に加え健康及び介護も対象とし、安全・安心に資する取組み（重点事業）に移行する。

（2）研究補助

機械工業の振興に資する「独創的な研究の促進を通じた成果の社会還元」（個別研究）及び「若手研究者のキャリアアップによる人材育成」（若手研究）について引続き支援する。

なお、研究事業は流動的な要素が大きいいため、研究の進捗上やむを得ない理由、合理的な変更理由がある場合のみ計画変更等の弾力運用を行う。

### (3) 緊急事業への支援

通年で申請ができる同事業（実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業に限定）は、申請する側にとって分かりづらいことから、これを「緊急的な対応を必要とする事業への支援」に改め、引続き実施する。

## 2. 公益事業振興補助事業

### (1) 公益の増進

「自転車・モーターサイクル」「文教・社会環境」「国際交流」「体育・スポーツ」「医療・公衆衛生」について、以下に挙げる点に留意しつつ、重点事業または一般事業として引続き支援する。

#### ① 自転車・モーターサイクル（重点事業）

競技力向上に資する自転車・モーターサイクル競技は、競輪振興法人、オートレース振興法人として継続して注力していくべき分野であることから、引続き支援する。

中でも 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、自転車競技の競技力向上に配慮する。

#### ② 文教・社会環境（重点事業）

現在、「文教・社会環境」は重点事業と一般事業のそれぞれに補助メニューが設定されているが、重点事業については「社会環境」に特化し、安全・安心な社会づくりを目指す活動や地域社会の安全・安心に資する活動について重点的に支援する。

#### ③ 国際交流（重点事業）

グローバル化に対応するための人材育成を通じた国際交流活動に対して引続き支援する。

#### ④ スポーツ

「スポーツ基本法」の基本理念を踏まえた事業に引続き支援するとともに、目的別にメニューを再設定する。

#### ⑤ 医療・公衆衛生

難病に関する研究機器の適合性について、従来「難病指定」を原則としていたが、難病に指定されていない希少難病も対象に含める。

#### ⑥ 文教・社会環境

これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（親と子のふれあい交流活動、地域に根ざした自然・文化・遊び体験活動）について、当該分野に移行する。

#### ⑦ 新世紀未来創造プロジェクト

より多くの要望を喚起するため、児童・生徒が参加・体験を通じ地域共生型社会



の実現を目指す力を身につける社会福祉活動について新たに支援する。

## (2) 社会福祉の増進

「児童」「高齢者」「障害者」「幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備」について、以下の点に留意し引続き支援する。

中でも「児童」「高齢者」「障害者」については、それぞれの視点に立ちつつ地域の中で結び付け共生できる社会の実現を目指す活動に着目して支援する。

### ① 児童

虐待防止のための取り組みについて引続き配慮する。

また、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を育む活動に配慮する。

### ② 高齢者

認知症予防や独居高齢者対策、地域包括ケアなど、高齢者をめぐる新たな問題について引続き配慮する。

### ③ 障害者

障害者福祉及び補助犬やバリアフリーなど、障害者の社会参加を通じ共生社会の実現に向けてサポートする取り組みについて引続き配慮する。

### ④ 「児童」「高齢者」「障害者」の複合領域による地域社会支援

「児童」「高齢者」「障害者」のカテゴリーを複合的に取組む事業を対象とする。

### ⑤ 幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備

その他福祉活動事業について、これまで重点事業の「文教・社会環境」で支援していた一部の活動（引きこもり・不登校に対する支援、弱者をいじめ、暴力及び事故や犯罪から守るための活動）について、当該分野に移行し補助率（2/3→3/4）を見直す。

## (3) 非常災害の援護

大規模自然災害に備え、引続き援護・支援する。

## (4) 地域振興（東日本大震災復興支援）

東日本震災復興支援活動は、地域の取り巻く環境の変化など様々なニーズに対応し3年が経過したが、引続き支援していくため、「地域振興」の中に含まれていた「東日本大震災復興支援」をメニュー化する。

## (5) 緊急事業への支援

通年で申請ができる同事業（実施時期に対応しなければ事業効果が得られない事業に限定）は、申請する側にとって分かりづらいことから、これを「緊急的な対応を必要とする事業への支援」に改め、引続き実施する。

## プレゼンテーション資料

社会福祉法人 日本国際社会事業団

補助事業名

～平成 24 年度子どもが幸せに暮らせる社会を作る活動補助事業～

社会福祉法人日本国際社会事業団 常務理事 大森 邦子

事務局長 伊部 亜理子

# 我が国における国際福祉の現場からの 報告

社会福祉法人日本国際社会事業団  
International Social Service Japan  
通称:ISSJ

国境を越えて愛の手を

# 日本国際社会事業団とは

1952年(昭和27年) 日米孤児救済合同委員会として、敗戦後、駐留軍兵士と日本人女性の間にも生まれた混血児の救済を目的に国際養子縁組の支援を始める。

1955年 International Social Serviceに加盟 ISS日本支部となる

1959年(昭和34年) 厚生省の認可を受け、社会福祉法人日本国際事業団 (International Social Service Japan-ISSJ)となる。

1965年 JKAからの第1回目の補助金を受ける

## 活動内容

- 国際養子縁組
- 在日難民・難民申請者の相談援助無国籍の子どもの国籍取得援助
- 国境を越える家族の再会援助
- 国際結婚の破たんによる子どもの奪取の相談援助
- カンボジアーストリートチルドレンの自立支援

# ISSのネットワーク

- 本部：スイス・ジュネーブ1924に International Migration Serviceという名で、第一次世界大戦後、ヨーロッパに流出した難民や避難民の救済を目的に設立。国連の諮問委員でもある。
- 支部・通信員を140カ国に置く
- ユニセフ、難民高等弁務官事務所、国際赤十字社、ハーグ国際私法会議等とも協力関係にある。

# 国際養子縁組...JKA助成事業

\* 養子と養親の国籍が異なる、あるいは別々の国に住む、血縁のない養親と養子の縁組を国際養子縁組という。

\* 1983年のハーグ条約「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約」は、国境を超える子どもの保護を最優先に考えた、世界共通の国際養子縁組の在り方を示している。残念ながら日本はまだ批准をしていないが、ISSJはハーグ条約に則った方法で国際養子縁組支援を行っている。

\* 国際養子縁組の支援は養子縁組の手続きが終われば終了ではなく、何十年後かに養子が自分探し(ルーツ探し)を始めた時にも情報提供をする責任がある。

# JKAとISSJ

- 1959年に当時の松田竹千代国会議員、葛西嘉資日本赤十字社副社長、植村甲午郎経団連副会長等が役員として、社会福祉法人日本国際社会事業団を設立。厚生省の認可を受けた時から5年間国庫扶助が付いた。
- 1965年から今日までJKAから補助金を頂き、半世紀を超えて活動を続けることが出来ている。養子縁組は金銭の授受が行われると人身売買につながりかねないが、JKAの補助金を頂くことで、日本国内だけでなく海外からも高く評価される事業が出来ている。

# 世界の潮流は施設から家庭へ

- \* 日本では家庭養育が困難な子どもで児童養護施設や里親の下で暮らす子どもの数は4万人以上。
- \* 欧米では「子どもを施設から家庭へ」が実践され、施設収容児童の数は激減している。
- \* 日本は大型収容施設から小舎収容施設へと変えているが、施設収容中心であることには変わらない。
- \* 厚生労働省は施設から家庭へと移行させるために養子縁組や里親による養育を充実するように検討を始めている。
- \* ISSJの養子縁組事業が正しく行われていることは関係する外国大使館からも評価されており、厚生労働省も他の養子あっせん機関の範となるよう求めている。



# 養子縁組をした子どもたち



新しいパパとママのもとへ旅立ちの日

—ISSJのソーシャルワーカーと

国境を越えて愛の手を

## 新しいパパとママと一緒に



養子になって35年後、ISSJで実のお母さんと再会。「今の幸せはお母さんが悲しみに耐えて、僕を手放す勇気を持っていてくれたから。ありがとう、もう自分を責めないで」と伝えられたとき、とても幸せだった。



国境を越えて愛の手を



ISSJ創設者の松田竹千代衆議院議員  
(当時)養子に行く子どもたち



# 養子と養親が本当の親になる過程での支援

養子は養親と住み始めると、様々な試みをする事がある。反抗する、いたづらをする、言うことを聞かないなど、養親にとっては時に自信を無くしたり、不安になったりする。

これは養子が、養親に対して、こんなに悪いことをする自分を愛することができるのかという試しである。この時期をISSJのソーシャルワーカーは彼らに寄り添い、励ましながら本当の親子の感情がうまれるための支援を行う。養子のあっせんだけが仕事ではない。養子縁組はその子ども的一生に責任を持たなければならない。

国境を越えて愛の手を

## 愛ちゃんのケース

愛ちゃんは日本人母と敗戦国日本に駐留してきた米国人父の間に非婚で生まれた。当時の日本社会は敵国の子ども、あいの子と言われ、差別を受けた。苦しんだ実母はISSJに養子縁組を依頼してきた。ISSJは父親と同じ米国籍の夫婦に養子縁組をした。ISSJの国際養子縁組第一号だった。養子斡旋から50年近くたって、愛ちゃんから実母に会いたいという連絡が入った。残念ながら実母は亡くなっていたが、弟がいた。事情を知らない二人の弟に連絡をして、会ってほしいとお願いをしたところ承諾をしてくださった。そして日本に来た愛ちゃんは初めて会う弟と実母のお墓参りをすることができた。第二人は「母はどんなにか愛ちゃんに会いたかったことでしょう。でも自分たちのために我慢をしたのかもしれません」と言い、これからは仲良くお付き合いをしていきますと言って、来年の再会を約束した。



愛ちゃん2歳  
新しいパパとマ  
マのもとに



愛ちゃん(真  
ん中)と初対  
面の実弟二  
人

国境を越えて愛の手を

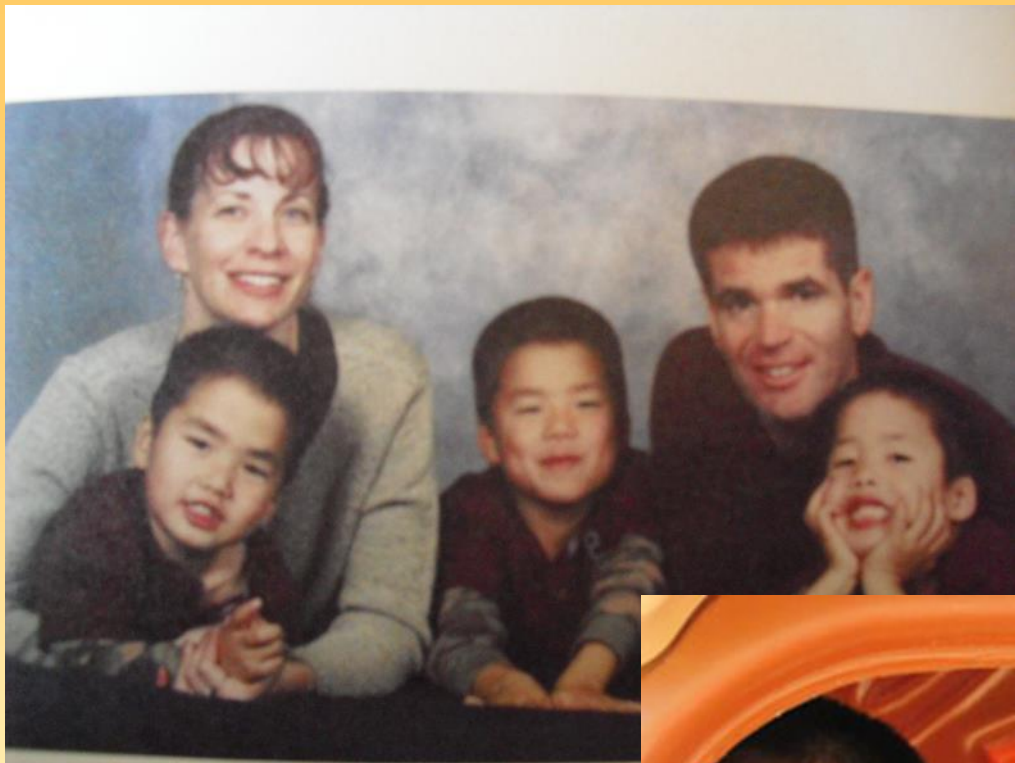
## 兄弟姉妹は一緒に養子縁組を

\* 多くの養子縁組する子どもは家族を知らない。そこでISSJでは、兄弟姉妹がいるときは一緒に養子縁組をする。

\* 時には児童相談所から子どもの養親を探してほしいと依頼されて調べていくと、別の児童相談所管轄の施設に兄弟がいることがわかる場合もある。

\* しかし児童相談所が斡旋するときはたとえ兄弟姉妹であっても一人ひとり別の養親家庭に託している。その理由は、日本人の養親希望者が養子を迎えるとき、一人を希望するから。

\* ISSJのポリシーは、兄弟姉妹がいる場合は一緒に同じ養親家庭に託置する。



三兄弟4歳、5歳、  
6歳一緒に新しい  
パパとママのもと  
に

今では日常会話は  
英語になり、学校生  
活を楽しんでいる





## \* 難民支援—JKA補助事業として

### ①ベトナム、ラオス、カンボジア三国からの避難民

1975年5月米国船籍の船が海上を漂流中のベトナム難民を救助して、千葉港に入港したのが、我が国の難民受け入れのスタート。当時は日本はまだ難民条約に加盟していなかった。その後総理府(現内閣府)にインドシナ難民対策室を設置し難民条約批准、難民受け入れプログラムを進めた。ISSJはJKAの補助金を頂き、インドシナ難民の定住プログラムに参加。全国に大学で社会福祉を学習した69名のインドシナ難民定住相談員を組織し、個別の支援を行った。未成年の子どもには里親養護や養子縁組も行った。

## インドシナ難民の定住相談事業からの経験—

1975年 ベトナムからボートピープル日本に上陸。その後、インドシナ三国[ベトナム・ラオス・カンボジア]から難民日本へ流入

総理府「現内閣府」からISSJにインドシナ難民の日本定住支援への協力要請があり、インドシナ難民定住促進援助を開始



# 難民申請者

日本に入国後自分は難民であると申請をし、日本政府の難民であるという認定を待っている人たちが1000人以上いる。彼らの多くはオーバーステイため、ビザを持たない。

## その結果

働くことができないので生活に困窮している。家賃が払えず、ホームレス状態。医療費が払えないので病気の治療ができない。就職しても、違法就労なので保険に加入できない。入国管理局の収容所に長期収容され、精神的不安。10年を超す長期滞在で、子どもの言語が日本語のみなどさまざまな問題が複雑に絡んでいる。JKAのご支援をいただいて始めたインドシナ難民の流れで、ISSJはカウンセリングや物質援助医療費援助や宿泊所探し等を、難民申請者が最低生活を保障されるよう支援を行っている。

# 条約難民とは

世界には迫害や紛争によって避難を余儀なくされている難民や国内避難民などが4,000万人以上いる。

## 日本に難民がいるのか

世界中から難民として日本に救いを求めている人が来ている。その数は千人を超えている。多くの人々は、難民と認定されるかどうか、日本政府から結果をもらうまで、長期間不安を抱えて暮らしている。

## 彼らはどんな暮らしをしているのか

多くの人たちは日本に来たものの、生活用品を持っていない、知り合いがいない、社会保障がない、住むところがない、働くことが許可されない、日本語が話せない、という厳しい状況の中で生活している。申請から認定まで1年以上がかかるので、厳しい生活を強いられている。

# 第三国定住難民とは

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は、難民問題の恒久的解決策の一つとして、難民キャンプ等で一時的に庇護を受けている難民を、新たに受入れに合意した第三国に定住させる、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

日本政府も3年間のパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を第三国定住による難民として受入れを実施。

第三国定住難民は、入国後、政府が提供する定住支援施設において約180日間の定住支援プログラムを受けた後、新たな定住先で自立生活を開始するので、ISSJは支援を行っている。

# 国境を越えて愛の手

- ISSJは「国境を越えて愛の手を」をモットーに、二か国以上に関わることで解決できる家族や個人の問題を、社会福祉の専門教育を受けたソーシャルワーカーが、国籍、人種、宗教、信条に関係なく、平等に解決援助を行う。

# INTERCOUNTRY ADOPTION

Bureau of Consular Affairs • U.S. Department of State



## FY 2013 Annual Report on Intercountry Adoption March 2014

Pursuant to Section 104 of the Intercountry Adoption Act of 2000 (IAA) (Public Law 106-279), the U.S. Department of State submits the FY 2013 Annual Report on Intercountry Adoption.

### IAA §104(b) Report Elements:

- **§104(b) (1):** Tables 1 and 2 report the number of intercountry adoptions in FY 2013 involving immigration to the United States, regardless of whether or not the adoption occurred under the Hague Adoption Convention.
- **§104(b) (2):** Table 3 reports the number of intercountry adoptions in FY 2013 involving emigration from the United States, regardless of whether or not the adoption occurred under the Hague Adoption Convention.
- **§104(b) (3):** In FY 2013, adoption service providers (ASPs) reported five disrupted placements in Convention adoptions, i.e., cases in which there was an interruption of a placement for adoption during the post-placement (but pre-adoption) period. Table 6 summarizes this information.

In addition, information received from the Department of Health and Human Services pursuant to §422(b)(12) of the Social Security Act indicated 88 cases of disruptions and dissolutions involving 92 children who were adopted from other countries and entered state custody as a result. This information was provided in the annual update from states on progress made toward accomplishing goals and objectives in the Child and Family Services Plan. This information was submitted by states to the Department of Health and Human Services through an Annual Progress and Services Report (APSR). The most recent APSRs were submitted in June 2013 and contained information from FY 2012. All of the information provided by states in the APSR was included in this count regardless of the date provided from the states on specific actions taken in a case or when it was reported to the state.

- **§104(b) (4):** Table 4 reports the average time required for completion of a Hague Convention adoption.
- **§104(b) (5):** The current list of agencies accredited and persons approved is available on the Department's intercountry adoption website at [http://adoption.state.gov/hague\\_convention/agency\\_accreditation/agency\\_search.php](http://adoption.state.gov/hague_convention/agency_accreditation/agency_search.php).
- **§104(b) (6):** The Secretary has not temporarily or permanently debarred an agency or person.
- **§104(b) (7):** ASPs reported charging between zero dollars and \$64,357 for all adoption services, with half charging less than \$28,845.85 and half charging more. Table 5 reports by Convention country of origin the median fees for country-specific services, including foreign country program expenses, contributions, care of child expenses, and travel/accommodations.
- **§104(b) (8):** Fees for accreditation of agencies and approval of persons ranged from \$5,000 to \$22,755.00. The Council on Accreditation's accreditation fee is based on documented revenues from its intercountry adoption programs; the Colorado Department of Human Services' fee was based on the number of cases that the applicant handled annually (the Colorado Department of Human Services ceased to operate as an accrediting entity on April 1, 2013). Accrediting Entity fees are found at the following link: [Council on Accreditation fees](#).

**Table 1: Incoming Adoptions by Country of Origin**  
 (\* denotes a non-Convention Country)

Country or Territory of Origin	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the U.S.	Total Adoptions
*Afghanistan	0	2	2
Albania	6	0	6
*Algeria	2	0	2
Armenia	12	0	12
Azerbaijan	2	0	2
*Bangladesh	0	14	14
Belize	0	11	11
*Benin	1	0	1
*Bosnia-Herzegovina	1	0	1
Brazil	23	0	23
Bulgaria	159	0	159
Burkina Faso	3	0	3
Burundi	1	0	1
*Cameroon	7	0	7
Canada	0	4	4
China	2,301	5	2,306
Colombia	159	0	159
*Congo, Democratic Republic of the	25	288	313
*Congo, Republic of the	4	0	4
Costa Rica	10	0	10
*Cote D'Ivoire	2	0	2
*Dominica	5	0	5
Dominican Republic	13	0	13
Ecuador	11	0	11
*Egypt	0	1	1

Country or Territory of Origin	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the U.S.	Total Adoptions
El Salvador	7	0	7
*Eritrea	3	4	7
*Ethiopia	950	43	993
Fiji	1	0	1
*Gambia, The	1	1	2
Georgia	5	0	5
*Ghana	118	52	170
Greece	1	0	1
*Grenada	3	0	3
Guatemala	23	0	23
Guinea	1	0	1
*Guinea - Bissau	1	4	5
*Guyana	49	1	50
*Haiti	365	23	388
*Honduras	19	0	19
Hong Kong	0	17	17
Hungary	23	0	23
India	97	22	119
*Indonesia	2	0	2
*Iran	0	3	3
*Jamaica	32	47	79
*Japan	1	21	22
*Jordan	0	4	4
Kenya	4	0	4
Latvia	89	0	89
*Lebanon	2	0	2
Lesotho	2	1	3
*Liberia	7	5	12
Lithuania	11	0	11
*Malawi	10	0	10

Country or Territory of Origin	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the U.S.	Total Adoptions
*Malaysia	1	1	2
*Marshall Islands	18	0	18
Mexico	21	0	21
Mongolia	1	1	2
*Morocco	0	24	24
*Mozambique	3	0	3
*Namibia	1	0	1
*Nicaragua	37	0	37
*Niger	2	0	2
*Nigeria	181	2	183
*Pakistan	0	47	47
Panama	3	1	4
Peru	21	0	21
Philippines	6	172	178
Poland	49	0	49
*Republic of Korea	71	67	138
*Russia	249	1	250
*Samoa	2	7	9
*Serbia	7	0	7
*Sierra Leone	28	5	33
*Singapore	1	0	1
South Africa	17	0	17
*South Sudan	2	0	2
*St. Lucia	0	1	1
*St. Vincent and the Grenadines	18	0	18
*Sudan	1	0	1
*Suriname	0	1	1
*Syria	0	1	1
*Taiwan	76	18	94



Country or Territory of Origin	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the U.S.	Total Adoptions
*Tanzania	9	0	9
Thailand	4	32	36
Togo	1	0	1
*Tonga	4	0	4
*Trinidad and Tobago	0	2	2
*Uganda	6	270	276
*Ukraine	403	35	438
United Kingdom	10	0	10
*Vanuatu	1	0	1
*Zambia	5	0	5
<b>Total</b>	<b>5,833</b>	<b>1,261</b>	<b>7,094</b>

**Table 2: Incoming Adoptions by State**

State	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the United States	Total Adoptions
Overseas Americans	10	0	10
Alaska	14	8	22
Alabama	152	19	171
Arkansas	50	3	53
Arizona	75	19	94
California	360	117	477
Colorado	152	38	190
Connecticut	46	5	51
District of Columbia	15	8	23
Delaware	14	6	20
Florida	243	39	282
Georgia	237	42	279
Guam	1	3	4
Hawaii	12	10	22
Iowa	77	20	97
Idaho	39	17	56
Illinois	265	54	319
Indiana	166	69	235
Kansas	65	14	79
Kentucky	131	21	152
Louisiana	38	3	41
Massachusetts	90	17	107
Maryland	158	37	195
Maine	36	4	40
Michigan	200	31	231
Minnesota	170	35	205
Missouri	156	19	175

State	Adoptions Finalized Abroad	Adoptions to be Finalized in the United States	Total Adoptions
Mississippi	46	4	50
Montana	23	12	35
North Carolina	196	50	246
North Dakota	12	3	15
Nebraska	52	7	59
New Hampshire	11	8	19
New Jersey	111	25	136
New Mexico	24	14	38
Nevada	14	9	23
New York	292	68	360
Ohio	242	21	263
Oklahoma	62	30	92
Oregon	102	35	137
Pennsylvania	225	49	274
Puerto Rico	5	1	6
Rhode Island	18	1	19
South Carolina	104	18	122
South Dakota	16	2	18
Tennessee	222	40	262
Texas	417	72	489
Utah	97	11	108
Virginia	215	43	258
Virgin Islands	2	0	2
Vermont	16	1	17
Washington	199	42	241
Wisconsin	106	27	133
West Virginia	13	5	18
Wyoming	19	5	24
<b>Total</b>	<b>5,833</b>	<b>1,261</b>	<b>7,094</b>



**Table 3: Outgoing (Emigrating) Adoptions**

Receiving Country	U.S. State from which the Child Emigrated	Number of Outgoing Adoption Cases
Austria	Florida	1
	Florida	21
Canada	Illinois	1
	Indiana	2
	Minnesota	1
	New Jersey	2
	South Carolina	6
	Texas	1
Ireland	Utah	1
	Florida	5
Netherlands	California	2
	Florida	15
	Hawaii	1
	Maine	1
	Missouri	1
	New Jersey	16
Switzerland	New York	2
	Florida	2
Tanzania	California	1
United Kingdom	Florida	1
	Missouri	1
<b>Total</b>		<b>84</b>

**Table 4: Convention Adoptions and Average Number of Days to Completion by Convention Country**

Convention Country	Number of Convention Cases	Average Days to Completion
Albania	6	475
Armenia	12	411
Azerbaijan	2	436
Belize	11	309
Brazil	23	511
Bulgaria	158	380
Burkina Faso	3	356
Burundi	1	601
Canada	4	181
China	2,239	257
Colombia	159	397
Costa Rica	10	560
Dominican Republic	12	588
Ecuador	11	236
El Salvador	5	649
Georgia	5	461
Greece	1	375
Guinea	1	469
Hong Kong	17	338
Hungary	23	312
India	117	616
Kenya	4	456
Latvia	89	315
Lithuania	11	261
Mexico	19	536
Mongolia	1	474

**Table 5: Median ASP Convention Adoption Fees**

Convention Country of Origin	Median Fees	Convention Country of Origin	Median Fees
Albania	\$27,160	Hong Kong	\$10,500
Armenia	\$19,825	Hungary	\$21,735
Azerbaijan	\$18,080	India	\$14,073
Belize	\$15,750	Kenya	\$6,250
Brazil	\$10,413	Latvia	\$16,847
Bulgaria	\$12,550	Lithuania	\$14,892
Burkina Faso	\$13,000	Mexico	\$14,250
Burundi	\$16,700	Mongolia	\$18,890
Canada	\$20,000	Panama	\$13,328
China	\$15,675	Peru	\$11,500
Colombia	\$17,300	Philippines	\$8,800
Costa Rica	\$15,675	Poland	\$17,000
Dominican Republic	\$15,300	South Africa	\$26,994
Ecuador	\$6,750	Thailand	\$14,920
El Salvador	\$14,500	United Kingdom	\$11,000
Georgia	\$18,800		

Convention Country	Number of Convention Cases	Average Days to Completion
Panama	4	71
Peru	21	534
Philippines	169	444
Poland	49	393
South Africa	17	224
Thailand	36	605
Togo	1	651
United Kingdom	10	328

**Table 6: The Number of Convention Placements for Adoption in the United States that were Disrupted**

Country from which the Child Emigrated	The Age of the Child at Placement	The Date of Placement for Adoption	The Reasons for the Disruption	The Resolution of the Disruption	The Agency that Handled the Original Placement	Plans for the Child
China	6	15-Jan-2013	Medical	Child returned to the Social Welfare Institute in the country of origin	Living Hope Adoption Agency	Remain in country of origin
Philippines	15	7-Feb-2013	Medical	Child returned to the Philippines and is enrolled in an independent living program sponsored by Holt International	Holt International	Placed in country of origin
Philippines	4	22-Feb-2013	Concerns expressed by the family during the second post-placement report	Child placed with a family	Christian Adoption Services, Inc.	Placed in the United States
China	3	29-April-2013	The child decided that she did not want to be adopted	Child returned to the orphanage	China Adoption With Love, Inc.	Remain in the country of origin
Philippines	17	21-Dec-2013	A bond was not established between the child and the prospective adoptive parents	Permanent placement with another family	Pearl S. Buck International	Placed in the United States

You've selected the International Edition. Would you like to make this your default edition? [Yes](#) | [No](#)

Close

EDITION: INTERNATIONAL | U.S. | MEXICO | ARABIC

TV: CNN | CNN en Español

Set edition preference



Sign up | Log in

SEARCH

Home Video World U.S. Africa Asia Europe Latin America Middle East Business World Sport Entertainment Tech Travel IReport



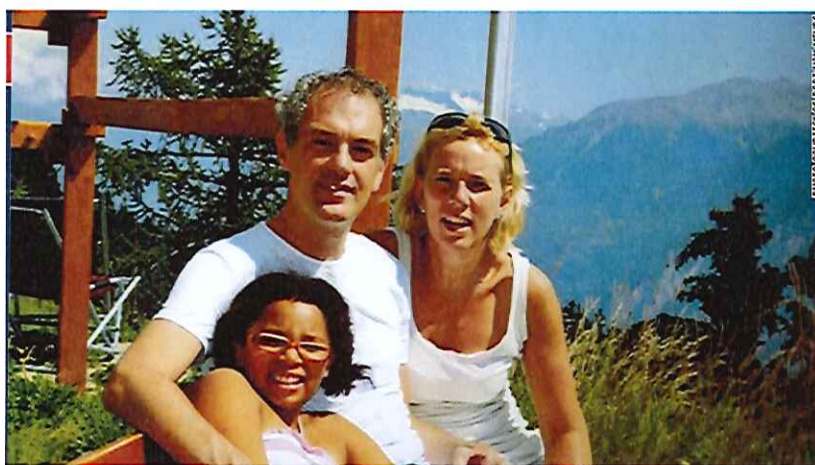
# Overseas adoptions rise -- for black American children

By **Sophie Brown**, for CNN  
September 17, 2013 -- Updated 1238 GMT (2038 HKT)

SHARE THIS

Print  
Email  
More sharing

Recommend 15k



Elisa van Meurs with her adoptive parents Bart and Heleene van Meurs on vacation in Switzerland.

### STORY HIGHLIGHTS

While adoptions to the U.S. are in steep decline, more U.S. children are being adopted abroad

The rise of "open adoptions" where birth mothers choose adopting parents has led this trend

Most U.S. children being adopted abroad are African American babies, adoption attorneys say

Experts: Birth mothers are drawn by the exotic locale and a perceived escape from racism

*Editor's note: In this series, CNN investigates international adoption, hearing from families, children and key experts on its decline, and whether the trend could -- or should -- be reversed.*

(CNN) -- Elisa van Meurs grew up with a Polish au pair, speaks fluent Dutch and English and loves horseback riding -- her favorite horse is called Kiki but she also rides Pippi Longstocking, James Bond, and Robin Hood.

She plays tennis and ice hockey, and in the summer likes visiting her grandmother in the Swiss Alps.

"It's really nice to go there because you can walk in the mountains and you can mountain bike ... you can see Edelweiss sometimes," said the 13-year-old, referring to the famous mountain flower that blooms above the tree line.

It's a privileged life unlike that of her birth mother, a woman of African American descent from Indianapolis who had her first child at age 15. Her American family is "really nice but they don't have a lot of money to do stuff," said Elisa, who met her birth mother, and two siblings in 2011. "They were not so rich."

**I thought it was so strange. I'm here in Holland and they're telling me I can get a (U.S.) baby**

Bart van Meurs, adoptive father

While the number of international adoptions is plummeting -- largely over questions surrounding the origin of children put up for adoption in developing countries -- there is one nation from which parents abroad can adopt a healthy infant in a relatively short time whose family history and medical background is unclouded by doubt: The United States.

"I thought it was so strange. I'm here in Holland and they're telling me I can get a baby" from the U.S., recalled Elisa's father, Bart van Meurs, who originally planned to adopt from China or Colombia but held little hope of



Part of complete coverage on **International adoption**

### Overseas adoptions in steep decline

September 17, 2013 -- Updated 1052 GMT (1852 HKT)



After rising for decades, the number of overseas adoptions has dropped by almost half since 2004. In this series, CNN probes the reasons behind the decline and whether the trend could -- or should -- be reversed.

### Interactive: Falling international adoptions

September 16, 2013 -- Updated 0552 GMT (1352 HKT)



International adoptions steadily rose since the 1950s before exploding in the 1990s with the end of the Cold War and the opening of China and Russia. But for the past decade its been in freefall.

### Rising overseas adoptions -- for black American children

September 17, 2013 -- Updated 1238 GMT (2038 HKT)



While the number of international adoptions is plummeting, there is one nation from which parents abroad can adopt a healthy infant in a relatively short time: The United States.

### Saving orphans or child trafficking?

September 18, 2013 -- Updated 1841 GMT (0241 HKT)



Advocates say international adoption system is holding orphans hostage in red tape. Critics say adoption from developing nations feeds nefarious practices. A "business" in need of reform.

receiving an infant. "This can't be true." But less than 18 months later, van Meurs and his wife Heleene were at an Indiana hospital holding four-day-old Elisa.



While the typical tale of international adoption is U.S. families adopting a child from abroad, foreign families like the van Meurs adopt scores of U.S. children each year. The numbers are far lower than the thousands of overseas children adopted each year by U.S. families, but over the past decade the number of U.S. children adopted by foreign parents has been steadily rising -- and almost all of the children are of African American descent like Elisa, say attorneys who facilitate international adoptions.

Read more: Why are international adoptions falling?

U.S. laws that allow birth mothers to choose the adoptive family of their children feed that growth, as some prefer to see their kids grow up in an exotic overseas locale rather than the U.S., experts say.

"A family from Indiana might talk about taking their child on vacation to Florida, to Disneyworld. A Dutch family talks about taking their child on vacation to the south of France or the Alps," said Steven Kirsh of Kirsh & Kirsh, an Indianapolis law firm that has helped place hundreds of children with families in Europe.



The van Meurs on Florence's Ponte Vecchio during a family vacation earlier this year in Italy.

### Escape from racism

When Susan, a Florida resident, chose to place her son for adoption in 2006, the social worker gave her three binders with information about three prospective families. But she only needed to see the first binder of a couple from the Netherlands to make her decision. "If my mother had lived, she'd look just like (the prospective Dutch mother)," recalled the 37 year old, who asked that her last name not be used. Her own mother died when she was two months old.

Susan also wanted her son to grow up far away from the life she knew. She was a 30-year-old prostitute addicted to crack beginning a prison sentence when she learned she was pregnant. She did not know whether the child's father was a man who raped her "for hours" or a drug dealer whom she "had done something with" one time, she said. But both men were African American, and she believed the child would face discrimination growing up in the United States.

**White people are going to hate him because he's half black ... black people are going to hate on him because he's half white**

Susan, birth mother who chose a Dutch family

"There's too much prejudice over here. The white people are going to hate him because he's half black, and the majority of black people are going to hate on him because he's half white," said Susan, who is Caucasian. "And then he'll have to do extra things to prove what kind of a Negro he is, and extra things to prove what kind of a honky he is and I don't want that. I did not want that for my kid."

Even her own daughter, then aged 11, said "she would never accept that n\*\*\*\*\* child."

Susan is not alone, says Adam Pertman, Executive Director of the Donaldson Adoption Institute and author of "Adoption Nation." Many birth mothers have a perception that their black or mixed-race children will not face the same race issues in the Netherlands as in the United States.

### I was stolen from my family

September 18, 2013 -- Updated 0724 GMT (1524 HKT)



Tarikuwa Lemma thought she was moving from Ethiopia to the U.S. for a "living study" program in the United States. She was wrong.

### From refugee to soccer MVP

September 18, 2013 -- Updated 0746 GMT (1546 HKT)



Born in a Cambodian refugee camp, Srey Powers became an all-star soccer player in the U.S. In 2010, she traveled to Cambodia to find her birth family.

### Deborra-lee Furness: Fight the global orphan crisis

September 16, 2013 -- Updated 0511 GMT (1311 HKT)



Actress, activist and wife of actor Hugh Jackman tells why she is one of the leading voices in the fight to keep international adoption alive.

### U.S. adoptee activists lead fight to end S. Korean adoptions

September 17, 2013 -- Updated 0021 GMT (0821 HKT)



South Korea was a pioneer of international adoptions. But now U.S. adoptees are leading the fight to halt the practice.

### Most Popular

Today's five most popular stories

Couple shed 280 pounds and get noticed for the right reasons

Scientists: We're 'very close' to finding another Earth

Rihanna flashes her support -- and other bizarre moments at World Cup final

It's still there?! Nine things to know about the plan to salvage the Costa Concordia

Tokyo time capsule: Saying goodbye to Hotel Okura

### More from CNN Video



Teen allegedly raped, pics posted online



Canadian jihadi video recruits for ISIS



Plane drops hundreds of fish into lake



CDC forced to answer for security lapses

### More from CNN



Pentagon considers how to target ISIS leader in drone strike



Thought extinct for 4 million years, found living in New Zealand



Deadly giant homets kill 42 people in China

### From around the web

"In the United States, as much as Americans want to believe it's not true, we are still a country where there is at least some degree of racial prejudice. The birth mothers' perception of Holland, in particular, was that the same was not true in Holland. There's that feeling that maybe we can escape those issues if (the child is) somewhere else."



Seventy Dutch families who adopted U.S. kids gather for an annual Fathers Day picnic in June.

**Dutch Father's Day -- American style**

This past June on Father's Day, about 70 Dutch families who have adopted children from the U.S. gathered at a park outside Amsterdam. The picnic is a time for the children to celebrate their American heritage: "The kids are dressed with a red, white and blue beret in her hair, if it's a girl, (or) they're wearing New York Yankees t-shirts," said Michael Goldstein, a New York attorney who facilitated the adoptions of the picnic attendees.

**Bluntly, the U.S. is probably the only country that will allow a gay couple to adopt a child**

Michael Goldstein, adoption attorney

Among the families were Marielle van den Biggelaar, a stay-at-home mom and her husband, Marnix, a sales manager for a women's clothing brand, who adopted their two children, Eva, four, and two-year-old Norbert as babies from Florida and New York, respectively. "For the kids it's really important to see that they're not alone and that all these kids have the same history, and they're all adopted and they're all from the same country," Marielle said.

"It's really nice to see them all together and to talk to each other about experiences -- with their hair and with their skin -- and they're all the same people with the same mindset, so it's really fun for the kids and for us, as well."

The couple encourages their children to embrace their American origins, celebrating Thanksgiving each year with other families who adopted children from the United States. "We try to tell them about their culture and about their background," said Marielle, who decided to adopt after years of unsuccessful fertility treatment. "We would love them to (start speaking) English when they're really young because if they want to go back (to America) and if they want to see where they're born, it would be nice if they can speak to ... their parents if they are going to meet them."

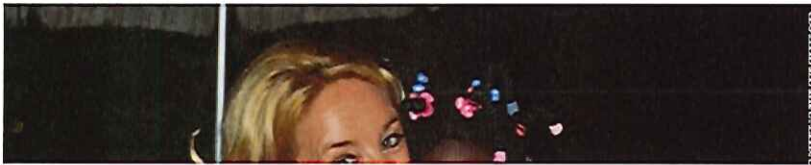
Their children stand out in Het Gooi, a village about 30 miles (50 kilometers) from Amsterdam. "They're famous here, where we live, because it's a really white society," Marielle said.

Things To Do In Bora Bora  
(Promoted - TravelMagma)

What You Need To Ask Yourself  
before a Move  
(Promoted - Carolina One Blog)

Recommended by

Sponsored links  
初回無料／がんばる舎教材  
小学生は国算理社。中学生は英数国。各教科  
セットで、毎月1回ご自宅へ！  
[www.gamba.co.jp](http://www.gamba.co.jp)  
American degree in Japan  
Undergraduate / EMBA / Law / TESOL  
Temple University, Japan Campus  
[www.tui.ac.jp](http://www.tui.ac.jp)  
ベビービョルンの抱っこ紐  
抜群の通気性、肩の負担が少ない ベビービョ  
ルンの快適抱っこ紐です  
[www.babybjorn.jp](http://www.babybjorn.jp)



Marielle van den Biggelaar with her 4-year-old daughter, Eva, who was adopted from the U.S.

Some of the parents at the June picnic were same-sex couples. With laws in some states allowing gay marriage and adoption, the United States is one of the few countries from which gays and lesbians can adopt, and many U.S.-born children sent to the Netherlands have been adopted by same-sex families, according to Anneke Vinke, a Dutch adoption expert at the University of Leiden. In the last five years, 17% of the U.S. children that Goldstein helped to place with foreign families were adopted by gay couples.

"Bluntly, the U.S. is probably the only country that will allow a gay couple to adopt a child," Goldstein said, adding that some states allow couples, gay or straight, to adopt whether they're married or not.

"So the gay families of the world, when they can't adopt in their own countries or don't want to necessarily, and want to adopt a baby, they're going to turn to the U.S."

**Why the Netherlands?**

2

Reliable data on overseas adoptions of American children is hard to come by. Last year the U.S. State Department officially reported that 99 American children were adopted by foreign families. But the real number is almost certainly higher, said Peter Selman, an expert on international adoption at Newcastle University in the U.K. who acts as a statistical adviser to the U.N. body that oversees international adoptions.

For example, in 2010 the U.S. State Department counted only 43 U.S. kids who were adopted overseas, but the same year five countries — Canada, the Netherlands, Germany, Switzerland and Ireland — reported adoptions of 205 children born in the U.S., Selman said. According to statistics by receiving countries, there were 126 U.S. children adopted overseas in 2004, steadily rising to 315 in 2009.

**Most American families were, and still are, interested in adopting a white infant**

Steven Kirsh, past president of the American Academy of Adoption Attorneys

"The United States has sent an increasing number of children for overseas adoptions in recent years," Selman said. Goldstein, the New York attorney, also says that the number of outgoing adoptions he facilitates now is higher than a decade ago.

3

The State Department's system for tracking international adoptions only includes reports from certain adoption providers, such as those accredited under an international treaty known as the Hague Convention, a spokesperson said. Other adoptions involving U.S. children, like those completed through the foster care system, are not counted. "In order to address that shortcoming, we have

increased our outreach efforts to encourage receiving countries and public domestic authorities to report the outgoing adoption information to us," State Department spokesperson Elizabeth Finan said by email.

Canada is the number one destination for children adopted from the U.S. — 148 went there in 2010 — likely owing to its proximity, experts say. But the Netherlands has consistently ranked second each year; about 250 U.S. children were adopted by Dutch families from 2004 to 2010.

The popularity of American children for Dutch families appears to have grown by word-of-mouth after Steven Kirsh, the Indiana adoption attorney, helped an acquaintance's sister — who lived in the Netherlands with her Dutch husband — adopt from the U.S. in the 1990s. Similarly, Goldstein began providing adoptions for the Netherlands after a Dutch family working for the U.N. sought his help for a U.S. adoption.



Adoption attorney: 'The Dutch families were just interested in adopting an infant. The color of the child's skin didn't matter to them.'

"Most American families were, and still are, interested in adopting a white infant. The Dutch families were just interested in adopting an infant. The color of the child's skin didn't matter to them," said Kirsh, former president of the American Academy of Adoption Attorneys. "We were getting some incredible families adopting -- just the best of the best. It was easy for the birth moms to fall in love with these couples."

#### Children with special needs

Following the decline in international adoptions, most children being adopted from overseas are defined as having special needs, such as developmental disabilities. The U.S. babies are often not special needs children, although some states prioritize adoptions for non-Caucasian children. U.S. babies going to the Netherlands might have a "minimum exposure to drugs, but usually some kind of lighter type of drugs like marijuana," said Goldstein.

Susan's son was exposed to crack cocaine during the first 10 weeks of her pregnancy, but he has been lucky. "The doctors have said there are absolutely no side effects from the drugs," she said.

### As the former crack-addicted prostitute that I was, I had seen so many girls that went through foster care

Susan, on giving her child for adoption

Kirsh says the most common misconception about birth mothers is that they turn to adoption because they want to get rid of the baby or don't love the child. For Susan, adoption was a last resort.

"I tried to get family but I had nobody to take my kid. My grandmother was too old; my father had just had a major heart attack. I had nobody to take him." She even turned to an abusive ex: "I even begged him. I had nobody. Nobody."

Foster care wasn't an option either: "As the former crack-addicted prostitute that I was, I had seen so many girls that went through foster care, and the abuse and, you know, it's awful. It's awful there."

"I didn't want to keep him in foster care. It's not fair. It's not fair for me to think: Well, you know what, one day I might get my life together. Well, you know what? Your life is not together now and your baby needs love now."

#### An open adoption

Foreign families are generally more willing to have some level of openness than American families, according to Kirsh, and this can make them more attractive to birth mothers. "The Dutch families would, for example, want the birth mother to help name the child, because they wanted the child to have that connection to the birth mother. Almost never does an American family do that."

Dana Naughton, an adoption researcher at the Pennsylvania State University said that the foreign families were involved in some of the first open adoptions in the U.S., where a culture of secrecy around adoptions was once common and children may not even have known they were adopted.

"In some ways these adoptions are pioneering international open adoption. That's not a process that's common in terms of



communication between adoptive families and birth families. And to varying degrees it is what underpins this process," Naughton said.



Marnix van den Biggelaar with his 2-year-old son, Norbert.

For Dutch parents, adopting a U.S. child is luck of the draw — and the birth mothers hold all the cards. The biological mother of the van den Biggelaars' first child, Eva, chose them as adoptive parents just nine weeks before the baby was due, and Eva arrived three weeks early. "Instead of nine months of pregnancy... we had six weeks only to prepare for a baby — that was really crazy," says Marielle van den Biggelaar. The van den Biggelaars sent their "dear birth mom" letter to Goldstein, the adoption attorney, in November 2008 and were chosen by Eva's birth mom three months later, in January. The family declined to disclose how much they paid, but in general the amount for Dutch families ranges from \$35,000 to \$50,000, according to Goldstein.

Two-year-old Norbert is at preschool now and already takes judo lessons, which his mother describes as "all these little guys, two years old, tumbling through the room in little white suits." His four-year-old sister, Eva, is "really sweet and really protective and also sometimes really naughty but that belongs to her age I think," she said.

Their children comprehend the basics of their adoptions — they were born in a different country and "out of the belly of a different mom" — and the van den Biggelaars are saving the details for when the children are "old enough to understand and to know what happened and why it happened."

But those explanations can wait. "They're really cute together, they really love each other, and that's really nice to see," their mother said.

#### Meeting her birth family

One of the advantages for the parents of Elisa van Meurs in adopting from the U.S. was the access to information about Elisa's mother and her medical background. "I can always find her because I have the social security number. I have one sister and she lives in the U.S. so it's not a strange country to me, whereas China is — and I can't understand Chinese," Bart van Meurs said.

### In America I feel at home, and when I'm in Holland I feel at home, too

Elisa van Meurs, adopted by Dutch family

Since Elisa was a baby, her parents have sent a letter and photographs to her biological mother each year through the Kirsh & Kirsh adoption agency.

In 2011, curious to know more about her origins, Elisa traveled to Florida to meet her biological mother and her extended family. Elisa's birth-grandmother and mom told the van Meurs that they were willing to meet Elisa anywhere in the U.S. and Elisa mentioned she would like to meet close to Disneyworld.

Elisa had one wish. She wanted to meet all her family members on this first "meet and greet" except her birth mom. "She thought it would be too much for her to also meet her birth mom then," said van Meurs. She met her birth mom the next morning at Gatorland, a small theme park.

Meeting them was strange at first and she was astonished to recognize familiar features in her mother and grandfather's faces.

"My nose is the same!" she said.

She's glad that they met: "For me, it feels like happiness because I really wanted to know how they looked like (and) because they really know how you are." But now they just go on with their lives, she said, except for the occasional call on Christmas Day and they became Facebook friends. "If (I) go there maybe too much, my mother will miss me or something like that."



Elisa van Meurs on a family holiday to Cap d'Antibes, France in May 2012.

Asked what she thinks her life would be like had she not been adopted, Elisa said, "I never thought about it, because now I live here."

While she looks forward to traveling to the Alps, her favorite holiday destination is America. Every two years or so, they visit Bart van Meurs' sister near Detroit, Michigan, where Elisa enjoys roller-skating, eating hamburgers and French fries, "all the bad stuff," she said.

"In America I feel at home, and when I'm in Holland I feel at home, too."

**Sobriety after prison**

In Florida, Susan has been out of prison and sober for four years. She works several jobs, has an apartment and is raising her three-year-old daughter with her fiancée, the girl's father.

She and her American family stay in touch with her son, now 7, and his adoptive family in the Netherlands. They send DVDs and photo albums, and traveled to the U.S. in 2011 and again this February. Susan's daughter, the one who rejected her son before his birth, has even had a change of heart. "She doesn't care about the race anymore," Susan said. "She loves her brother."

**I thought it was the end of the world, and it wasn't**

Susan, birth mother on giving up child

It's not always easy for Susan to see photos of the son she gave up. "There's always something missing. There's always something gone but I am glad I get to see him growing up. Yes, I am."

And she loves the boy's adoptive parents, especially his mother. "I love her to death. She is just... she's his mom, and that's amazing to watch.

"I don't want girls to be scared," Susan said of other birth mothers considering giving their children up for adoption. "This isn't an ending. It's a beginning. For me, I thought it was the end of the world, and it wasn't.

"I never thought it would be like this."

CNN's Kevin Voigt contributed to this article

- ① While the typical tale of international adoption is U.S. families adopting a child from abroad, foreign families like the van Meurs adopt scores of U.S. children each year. The numbers are far lower than the thousands of overseas children adopted each year by U.S. families, but over the past decade the number of U.S. children adopted by foreign parents has been steadily rising -- and almost all of the children are of African American descent like Elisa, say attorneys who facilitate international adoptions.

「米国における代表的な国際養子縁組は、米国人家族が海外から養子を迎えるというものだが、外国人家族が米国の子どもを養子に迎えるケースも年々増加している。もちろん米国人家族が毎年養子に迎える何千人に比べたら数は少ないものの、外国人家族に養子縁組された米国人の子どもの数は確実に増えており、そのほとんどがアフリカ系アメリカ人である」と、国際養子縁組を手助けしている弁護士が述べている。

- ② Reliable data on overseas adoptions of American children is hard to come by. Last year the U.S. State Department officially reported that 99 American children were adopted by foreign families. But the real number is almost certainly higher, said Peter Selman, an expert on international adoption at Newcastle University in the U.K. who acts as a statistical adviser to the U.N. body that oversees international adoptions.

For example, in 2010 the U.S. State Department counted only 43 U.S. kids who were adopted overseas, but the same year five countries -- Canada, the Netherlands, Germany, Switzerland and Ireland -- reported adoptions of 205 children born in the U.S., Selman said. According to statistics by receiving countries, there were 126 U.S. children adopted overseas in 2004, steadily rising to 315 in 2009.

海外に養子にいった米国の子どもの数の正確な把握は困難である。国務省の正式発表によると昨年（2012年）、外国人家庭に養子縁組された米国の子どもの数は99人であるが、英国ニューキャッスル大学で国際養子縁組を専門に研究しており、国際養子縁組を監督する国連組織への統計アドバイザーも務めるピーター・セルマン氏によると実際はもっと多いと述べている。

例えば、2010年において米国国務省が発表した統計では43人であったが、カナダ、オランダ、ドイツ、スイス、アイルランドの5カ国の報告によると合計で205人が養子縁組されたとセルマン氏は述べている。受入国側の統計によると2004年に国際養子縁組をした米国人の子どもは126人で、2009年には315人となり、増加している。

- ③ The State Department's system for tracking international adoptions only includes reports from certain adoption providers, such as those accredited under an international treaty known as the Hague Convention, a spokesperson said. Other adoptions involving U.S. children, like those completed through the foster care system, are not counted. "In order to address that shortcoming, we have increased our outreach efforts to encourage receiving countries and public domestic authorities to report the outgoing adoption information to us," State Department spokesperson Elizabeth Finan said by email.

Canada is the number one destination for children adopted from the U.S. -- 148 went there in 2010 -- likely owing to its proximity, experts say. But the Netherlands has consistently ranked second each year; about 250 U.S. children were adopted by Dutch families from 2004 to 2010.

国務省の調査による国際養子縁組の数はハーグ条約の下に認可された養子縁組あっせん機関からの報告のみで計算されたものであると国務省の広報担当官は述べている。米国の子どもの養子縁組で、例えば里親制度を通して行われたものは数に含まれてはいない。この計算上の不備を正す為に、受入国側や地方の公的機関から情報提供をしてもらうよう積極的に働きかけていると担当官は述べている。受入国の No.1 はカナダで 2010 年には 148 人の米国の子どもが養子縁組されており、これは地理的近さによるものと専門家は述べている。毎年、次にくるのがオランダである。2004 年から 2010 年までに約 250 人の米国人の子どもがオランダ人家庭に養子縁組されている。

日本からの養子縁組数

(アメリカ国務省の統計資料より)

年度	合計	年齢別						性別		ビザ別	
		0~1	1~2	3~4	5~ 12	13~ 17	18~	男	女	IR-3	IR-4
2013	22	20		1	1			18	4	1	21
2012	21	17	3	1				18	3	2	19
2011	27	24	2	1				11	16	3	24
2010	32	26	2	1	2	1		19	13	3	29
2009	41	30	3	3	5			20	21	9	32
2008	35	26	7	2				14	21	6	29
2007	33	24	8			1		15	18	7	26
2006	42	28	10		4			23	19	10	32
2005	28	18	4	3	3			13	15	5	23
2004	43	30	12	1				22	21	9	34
2003	35	29	5	1				19	16	6	29
2002	40	27	10	3				24	16	8	32
2001	38	31	5	1	1			14	24	6	32
2000	33	23	9	1				17	16	8	25
1999	35	23	7	2	3			20	15	12	23

年度＝前年10月1日から当該年9月末まで